

第二十四回 参議院通信委員会會議録第六号

昭和三十一年二月二十八日(火曜日)午後二時三十分開会

委員の異動

二月二十三日委員久保等君辞任につき、その補欠として赤松常子君を議長において指名した。

二月二十四日委員赤松常子君辞任につき、その補欠として久保等君を議長において指名した。

二月二十七日委員白波瀬米吉君辞任につき、その補欠として白井勇君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松平 勇雄君
理事 島津 忠彦君
宮田 重文君
久保 等君
柏木 庫治君

委員

石坂 豊一君
白井 勇君
新谷寅三郎君
滝井治三郎君
津島 壽一君
最上 英子君
永岡 光治君
三木 治朗君
山田 節男君
八木 秀次君
八木 幸吉君

国務大臣

郵政大臣 村上 勇君

政府委員

郵政事務次官 上林山榮吉君
郵政省電氣 松田 英一君
通信監理官 平山 温君
郵政省電氣 濱田 成徳君
監理局長 濱田 成徳君

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
会専門員 勝矢 和三君

説明員

日本電信電 梶井 剛君
話公社総裁 梶井 剛君
日本電信電 梶井 剛君
公社副総裁 梶井 剛君

本日の会議に付した案件
○理事の補欠互選

○日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(衆議院提出)(第二十三回国会継続)
○電話設備員負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(松平勇雄君) これより通信委員会を開会いたします。

委員の異動その他について御報告いたします。去る二月二十三日久保等君が委員を辞任されまして、補欠として赤松常子君が選任されたのであります。が、翌二十四日、久保君は再び委員に復職されました。また昨二十七日白波瀬米吉君が委員を辞任されまして、補欠として白井勇君が委員に選任されました。

なお、去る二十二日内閣から提出されました「放送法第三十七条第二項の

規定に基づき、国会の承認を求めるの件」は、同日予備審査のため本委員会に付託されました。以上御報告申し上げます。

○委員長(松平勇雄君) それでは、これより本日の議事に入ります。

まず、理事の補欠互選を行います。先刻御報告いたしました通り、久保君が一時委員を辞任されましたに伴い、現在理事に欠員を生じておりますので、その補欠を互選いたしたいと存じます。互選の方法は、前例によりましてこれを委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(松平勇雄君) 御異議ないと認めます。それでは理事に久保等君を指名いたします。

○委員長(松平勇雄君) 次に、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(第二十二回国会衆議院提出)を議題といたします。

ただいま郵政省及び日本電信電話公社当局から御出席になっておりますので、当局に御質疑があらう方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 日本電信電話公社の總裁にお伺いしたいと思います。御承知の通り、国際電報株式会社の株が大蔵省になお百三十二万株が残っております。それでこの株が、かりに、最初の法律の命ずるところによつて売つてしまつて、一株もなくなつたとした場合に、つまり五分の一までは日本電信公

社が持ち得るといふ法律案がかりに通れば、今の時価でかりに六百円としまして八億四千万のものになるのです。が、その八億四千万円金を出しにやつて、市場でなおお買いになる必要をお認めになりますか。

○説明員(梶井剛君) 現在大蔵省が持つておられます株式は、電電公社が現物出資をいたしました代償としての株式であります。従つて、これがもし電電公社に戻される場合には、市価で買ひの代償として、株式を電電公社に戻してもらうといふことでもありますから、金銭の授受は全然ないのであります。

〔委員長退席、理事島津忠彦君着席〕
○八木幸吉君 私の伺うのは、現存の法律の建前から、すみやかに売れ、これは御承知の通り国際電報株式法の附則の第二十一項で、その通りに大蔵省がやつて、今持つてゐる百三十二万株を市場に売つてしまひ、もう大蔵省の手元には一株もなくなつた、こういう場合に、今の公社法の改正で安定株主とか何とかおっしゃるが要するにその必要性から、公社が八億四千万—今の時価でかりに六百円とすれば、八億四千万の現金を出資してなお市場でその株を賣うだけの必要性をお認めになるかどうかといふことであります。

○説明員(梶井剛君) ただいまの御質問は仮定に基いた御質問でありますので、私どもとしては、その仮定に對して意見を申し上げようがないので

○八木幸吉君 現金を出して積極的に買うだけの必要性をお認めになるかどうかといふ私の質問に對して、現実には株がなくなつたときになつてみなくちゃわからぬ、今から積極的な必要性を言明するわけにいかぬ、こういうことですか。

○説明員(梶井剛君) 今の御質問は、そういう意味においてお答えいたしましたのですが、しかしこの法案が衆議院で提出され、その当時において、参議院でも審議されまして、その機会に私どもは意見を申し上げました。それは、元來国際通信と国内通信とはお互いに関連しているものだ、従つてこの国へ行きましても、多くの場合国際通信と国内通信は同一の系統によつて運営されてゐる。さういふ密接な関係にあるのでありますから、われわれの事業の性格から申しましては、国際電信電話の株式を電電公社が持つことは事業の運営上むしろプラスであつて、決してマイナスではないのであります。それから、もしわれわれが持ち得るような事情がある場合には、むしろ持つて、お互いに協力援助すべきものであるといふことは、申し上げられます。

○八木幸吉君 持つ方が仕事の性質上はいいというふうなお話ですが、問題は、今の電電公社の財政状態が八億四千万を出資して五分の一を持つだけの値打ちがあるかどうか。これに對しては仮定の問題だからといって明確なお答えはないのですが、私はその八億四千万とその株を持つのとウェイトはどつちだ、どつちをおとりにするか、

これは仮定でも何でもないのです、私はお答えができるはずのものじゃないかかと思うのですが……。つまり金に對する、何というか、必要性と、株を持つ必要性とバランスとしてみて、どちらへウエートがあるのか。今の財政状態から考へて、八億円の金を建設に向ける方がいいか、あるいは株として持つのがいいか、總裁の立場ではどちらをおとりにするか。これはちよつとお答ええになれなければならなくともいいのですが、お答えできれば一つお答えしていただきたい、こういうことです。

○説明員(梶井剛吉) われわれは政府機関としまして、予算はすべて政府の承認を得て国会に提出して、初めて実行に移れるわけでございます。従つて、もし八億圓という金を予算の中から出して、そして株式市場にあります國際の新株を買うということは、やはり政府そのものの認可を受け、また法律上許される状態でない限りは、できないのであります。従つて、現在あります法律では持つことができるようになっておりませんし、またさうに予算が編成されておらないのであります。そういう状態において、私らが買いたいとか買いたくないということとは、政府機関に奉職しておるものとしては当然答へられないわけであります。ですから、仮定であるからお答えできないと、こゝ申しておるのであります。

○山田節男君　村上郵政大臣にちよつと御質問をするのですが、これは私、実は前々国会でこの審議をされたときは委員でなかったのです。いろいろ速記録なんかを見まして大体承知しておりますのですが、大臣も御就任後そういろいろもも責任上十分読まれたことと思ひ

のですが、それで、これは御承知のように、この法案が第一案から第五案までぐるぐる変ったということ、本院に出

されるまで……。その過程も私はよく御存じだろうと思ふ。それで何といふますか、本委員会としてはいまだかつてない超党派で出たものを、これをやつておつたものが、甲論乙駁で二回も継続審議になつた。そのあとあなたが郵政大臣につかれて、そこでいろいろな法案が出て、これは世論の批判に会うということは、これはもちろんですが、私たちがこれを調べてみて、この法案の経過については、たとえば新聞の論調を見ても、論説において、あるいは論説よりほかの欄において、種々の新聞がこれに対して批判を加えていることもよく御存じだろうと思ふのです。そうしてきのですか、朝日新聞あるいは産業経済新聞の欄にうたつてゐるというよりなことで、この

があると思う。このことの意味は、大臣は国会議員として十分御存じのことだろうと思います。

そうして今回三回目が今總統審議になつておるわけですが、こういう法案に對して、またまたわれわれから見ればジャーナリズムの批判的になるような状況にあるわけです。これはわれわれ国会議員として、もちろん世論を無視した、また世論に、何と申しますか、刃向うような法律というものは、われわれ国会の立法者としてもよほど慎重にやらなければいかぬと思うのですが、たまたまそういうたような、初めこの法案が出されたときと同じような空気で採決されるというので、きょう新聞にそんなようなことがたたかれています。こういううなときに、大臣の現在の御心境として、この法案をどういうふうに処置したいというお気持ちか、この点を承わりたい。

○國務大臣（村上勇君） 私、実は新聞を読んでおりませんから、世論の点についてばかりません。ただ私として院でも同じですが、全会一致でこの法案を可決しておるところは、私としては尊重して参りたい、こう思っております。それからどうしてもこの国会で何とか公正な御審議をいただいて結論を出していただいた方がいいのじゃないかと——これは提出者と呼んでいただいて御審議を願わなければならないのでしようけれども、私の考え方をいうことでありますから、私の考え方としては、やはりこの国会ではもういいか結論を出していただいた方がいいと思っております。

それから昨年の暮のいきさつが、大体二分の一を、これは当然売ることになっておりましたが、これを衆議

院では充ることは見合してもらいたいといふやうな御意見であつたのに対して、参議院の当委員会ではこれを充るということをはつきりしろといふこととで、これは大蔵省の意見もありまして、私もそれに同意いたしました。これは参議院の御意向の通りに充り私うで、あとの残りの二分の一は、衆議院側の提出者の気持を考えますと、その際にこゝういふにしたら、今度は提出者のと申しますか、衆議院の全会一致の気持が参議院の御審議にそゝるいふに映つていただけものだらうといふ氣持をお持ちになつておるだらうと思つております。しかし私が提出者でないのですから、私としてはそれ以上の考え方は持つておりませ

○山田節男君 これは現在の日本の国会制度が二院制度をとっているということは、衆議院が全会一致でやつたら、第二院の参議院がこれを受けなければならぬという、これは法律上何も根拠はなし、もしそういうことになれば、参議院の存在理由はなくなるわけだ。参議院は参議院の性格なら参議院の職務によつて、参議院としての判断を下すわけです。これは先ほど申し上げたように、たとえば競輪法のごときは、これも衆議院で全会一致したにかかわらず、参議院はこれを否決したのです。ですから、これは大臣の希望としておしやることであつて、われわれ参議院とすればあくまで第二院としての職能においてこれを判断する。そこにまた参議院の立場がある。ですから

ら、その点は、私は大臣の御希望は
かります。われわれとしては何にも
もちろん難くせをつける必要はない。

民のためになるもの、あるいは筋道たつものは、それを参議院がつむじと曲けて、いたずらに立法の審議権を回すことはいけな。しかしなが本案については、外部からも見ておし、また当委員会に出ても見ておりますが、私はまあ過去九年間議員をしてありますが、いまだかつてかような事ありません。それからこの速記録をずっと内容というものは、これは当委員会としては良識のある者がほんとうにせじめにやろうと思つたら、どうも論議一貫していい。実に何といひますか、まずい法律案である。出来が非常に悪いといふところに、いろいろな新聞にも書かれてゐる、あらぬことまで

疑われるというようなことになってきております。われわれとしてはまずまずこれを審議することがむずかしくなってくるわけです。この点は、私も、大臣もあるいはきのうの朝日新聞の夕刊ですか、あるいはけさの産経新聞をごらんになれば、また出したかというような、そういう感じがわれわれはいたします。実にいやな気がいたします、正直なところ、この問題は、ですから、衆議院は全会一致で、一応形式上の意思は一致しておる。これは間違いない。が、先ほどのことに關して、じゃ世論なり、あるいはその世論の情報機関と申しますか、そういうものがこの法案についてなぜそういうふうな批判を向けてくるかということは、これはやはり私ども国会議員、

あるいはあなたは政府の当局者として、十分考えなくちゃいかぬと思うのです。それを無視して、法律をどうしても通すということになれば、これはもう民主政治ではなくなってくるのですから、この点は私は本案の取扱い上、私個人としてはまことに困っております。ですから、これはもう世論を無視してはいけません。まただれか策動してやっているとはいえないか、そんなの無視してやればいいといえ、それまでかもしない。しかしもう少し冷静に考えてみて、本案の内容なり、あるいは国民の代表である者として、国民の声を解し、やっぱり国民の声にこたえていく、国民の将来を考へるということにおいて、われわれはそういう方針にしなければ邪道に入る危険がある。またわれわれ自身が国会制度を否認することになってくるのじゃないかという、これは私は杞憂かもしれないが、そういう考へを持ってはおるわけ

です。ですから、これはただ衆議院の面目においてどうのこうのというような問題でなく、すでにこれは参議院の立場において今審議しておるのですから、大臣におかれましては——これは質疑等も相当あったと思います。だが、大臣はまた御就任前のことで、私もまだそのときにこの委員会におらなかったもので、ここで質疑応答をしても、その当時やられた方から見れば同じことを繰り返すようで、まことに私恐縮に思っております。一つこういふ気持ちでわれわれ、参議院の皆さん全部どうか知りませんが、どうか考へても、私はこれは大臣が今おっしゃる通りに、衆議院の意思を尊重しろと今おっしゃった。参議院も参議院という身分において、法案の扱い方についてどうもすつきりし得ないということ、私は大臣に申し上げておきたい。

○久保等君 この問題は、村上大臣にも相当前から、経緯については当委員会でもいろいろ伺ひもある程度いたしましたし、それからまたこの間、たしか私の記憶するところでは、昨年の暮だつたと思ひますが、当委員会として大臣の御答弁を伺つて、本法案に對する大臣の態度は、まあこの法案が提案趣旨の点からいつて成立することが好ましいと思ひますという御答弁を、私はつきり伺つたと記憶いたしております。何か今の御答弁だと、若干、言葉の端をとつてどうこう申し上げるわけじゃないのですが、早く結論を出してもらいたいし、またそれが否決でも可決でも、というやうな言葉を今言われたのですが、そういういたしますと、この前の私の伺つたことと若干、今伺ひする大臣の御答弁とは、食い違つておるやうに私存する。私も前から非常に危惧しております。特にこのやうな国内の通信にしろ、国際の通信にしろ、大事な事業の実体が現存し、これがまた日夜現実に運営されておるわけですから、こういう実体をまあ考へた場合に、この法案をめぐつての実に不明朗な動きも見が、今後の電気通信事業というものが、ほんとうに一分のすきなく円滑に運営されることを心から念願する者にも、このことについては当面の責任者である郵政大臣に非常な御配慮を願つておる問題だと思ひます。私がこの前一度伺ひしたときには、両企業

の円滑な運営において特別な御配慮と御努力をなされておりますことも、実は伺つておるのです。ところが、今日なお一部には、この法案をめぐつて行き過ぎじゃないかと思はれるやうな動きのあることを私見て、非常に遺憾に思ひます。むしろこの事業の実体というものを知らない地方の一部の地元の人たちを動かして、針小棒大にというか、事を吹聴して国会に陳情させるといふやうな事態にありますが、これも、いまだにそのあとを断たないやに私見受けるのです。これは当然私は、郵政大臣としてもこういう問題について非常な御心配をなさつておると思ひます。またこの法案に對する大臣の御答弁がこの前のときに伺つた御答弁とは全く違つた御答弁、あつたやうな態度であると思はれ、私はやはり大臣としてもう少しはつきりとした御所信を伺つておかなければならぬかと思ひます。先ほどの御答弁だと、若干何かまあどちらでもいいが、いづつやうな、法案そのものをとにかく片づけてもらへばいいのだというやうに、ちよつと受け取れるやうな御答弁であつた。そのあたりをもう少し大臣として一つ御確信のあるところを御答弁願ひ、さらにそういうことをによつて、後顧というか、今後のやうな私どもの危惧が和らぐやうな大臣としての御努力をなさつておるかどうか、これあたりを念のため伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(村上勇君) 先ほどの山田委員の御質疑が、単に世論その他を一つ取り上げられて、私の感想を求められたのであります。そこで私も抽象的な御答弁を申し上げたのであります。が、昨年の暮久保委員の御質問に對して私が答へたのは、この法案をどう思ふかという点であつたと思ひます。私は少くとも、この種の事業が相提携してやうして長短相いれていくというところは、先ほどの梶井總裁のお話の通りであつたと思ひます。たとえばまあこういうことが当るかどうかはしませんが、日本発送電の株を九電力会社が持ち、また九電力会社の株を日本発送電が、親会社というやうなことでないのですが、そういうやうな関係で持つておつても、同じ日本の電気事業を、その電源の開発に、また送電線その他あらゆる電力事業等についても、ともにスムーズに話し合ひができて、そして非常に電力事業というものがうまうまこれを遂行することができて、こういうやうな観点からも、この種の事業というものはやはり密接不可分の点の場合によつてはあります。でありますから、その会社の株を持ち合ふということ、また持つということ、これは一向差しつかえないことであらうと、私はこう思つております。

で、これはあなたの御質疑ではありますせんけれども、私は衆議院が全会一致で決して——これは参議院でこれをどこまでも尊重していただかなければならぬというやうに聞えたと思ひますが、それでなく、少くとも衆議院の各党がそれぞれ慎重に審議されて、そして全会一致になつた。それが全然何かに示唆されたとか、あるいは何かにかいりやうなやうなことでなくて、やはり衆議院の各党の委員としては、このことが一番この電気通信のために最もいいのだというやうな見地に立つて、この法案を私は提出したものだ

うと、かように思つております。そういう意味でありまして、決して、どうでもいいのだ、否決しようが可決しようがそんなことはどうでもいいのだということでなくて、私が後段申しました、昨年の暮にもかくも御意向によつて、まあこれは当然ではありましたが、けれども、株の売却措置もいたしまして、まあ今回は一つ公正な御審議を願つて何とか早くまとめたいただきたというの、私の心境であつたのであります。

○山田節男君 この法律案によりますと、日本電報公社に国際電報の株式の二割を持たせるといふことになつておるのですが、これは私の理解するところでは、独占禁止法で、会社の一割以上の株を持つことはこれは禁止されておるのです。一割以上の株は、独占禁止法によりましてですね。ところが、この法案はいわゆるパブリック・コーポレーションであつて、法によつての地位といふのですか、ステータスをきめられておるものでありますから、公社というものはそういう意味で国家の代行機関である。国家の代行機関ということは、これは要するに国営と私営とのあいだのこみたなものであるが、名前からいつてもパブリックである、公社である国家の代行機関が、やういう独占禁止法で一割以上持つちゃいけない、それを二割も持たせるといふことは、なぜやういふことをする必要があるのか。と申しますのは、独占禁止法で一割以上の株を持つちゃいけないということは、これは株主が一つの支配権を持つ、あるいは干渉する、こういうことの影響を憂慮してやういふ規

定になったのだらうと私は思ひますが、国家の代行機関である電電公社が国際電電公社の二割の株を持つ。これは必然一つの干渉権といふか、独占禁止法で憂えておる点をいよいよ明確づけるのじゃないか、こういう事は心配もあると思ひます。いろいろこの法律の審議上、公聴会において、あるいは当委員会のいろいろ質疑応答を見ても、そういう点が私はつきりここに現れておると思ひます。ですが、今この法律を通す、まあ通してもいいという希望の意見から大臣に御質問申し上げるのです、そういうことはどうなんですか。

ほかの電電開発に対して九電力会社が株を持つとおっしゃいましたけれども、それとこの場合とはまた違ふと思ひます。しかもこの法律を見ますと、安定株主になるためとかいうようなこともうたれておるので、どうもこの法の五回も変わった経過を見まして、最後には五分の一、二期になりましたけれども、どうもそういう点がこの法案審議の過程においてふに落ちないと思ひます、もしも大臣がこれを一つ立法化してもらいたいという御希望があれば、公社に二期持たせるという事は、やはりこの独占禁止法に禁じておる趣旨を破つても、国家代行機関であるから、干渉権と申しますか、株主権といふものをこれは放棄してないのです。前の法案は放棄するといふこともありましたが、最後にはそれがいいわけですね。こういう点について大臣はどういう御見解をおとりになるか、伺いたい。

○国務大臣(村上勇君) これは私まだ研究が足りませんが、独占禁止法の法的根拠等につきましても、もう少し研究してお答えしたいと思ひます。ただ世に聞くところによりますと、今回この審議に出したその株式が、大体ある何か生命保険会社なんかで約一割ぐらいまとまって入つておるといふようなことも聞いております。で、また今回かりにこの株式を売つたと仮定した場合に、その会社がそのあとの一割なり二期なりを全部買つたと仮定した場合に、これはむしろその民間企業が株を買ひ占める弊害の方がかえつて、私は、公社が持つよりはむしろの方が国際電電に対しては痛手ではないかと、これは常識的にそう考えます。

【理事島津忠彦君退席、理事宮田重文君席席】

市場の株の買ひ占めということが、私にはある程度の不安も持たれるところもあります。ですから、独占禁止法の法的ないろいろなことについては研究をさせていただきまして、ただ、いわゆる他の事業会社が二期持つてもいい、電電公社が二期持つてはいかぬというよりなことは、言い得ないのじゃないかと私は思つております。

○山田節男君 これはちよつと独占禁止法を調べていたんですが、たとえは今回株を二期持つていたら、これは処分しなければならぬ。一期以上持つてはいけません。ですから、それは今度のような場合、やはり法的措置として、法律にそういう規定があるので、それから、名前をかえるかどうかはしませんが、やはり一期以上は持てない。たとえば白木屋の例の株式の買ひ占めのときも、半分以上、六十何パーセント

が買ひ占めか何かしてごたごたしました、そのときもやはり合法的に株は、分散といふか、名義だけかえておるのです。そうしなければ、今の法律に引つかかるのです。ですから、これは形式上といふは形式上のことになりませんが、しかしこの場合にははつきり公社が二期持つというところが法律にあるわけですから、その点の大臣の御見解を伺いたい。

○政府委員(上林山榮吉君) 詳しい研究はまだいたしてありませんが、私も承知しております点から申し上げますならば、独占関係で十分の一以上持つてはならないというところは、金融業が他の会社の株を持つ場合だけに大体限るんではないか。要は、公社がその株を持つ必要があるかないかというところが重点になつて考えられるので、これを法律としてきめれば、それに従つて株を持つてもいい、こういうふうに解釈いたしておきます。なお詳しいことはほかの方面からでもお答えさせていただきます。

○山田節男君 今の上林山政務次官のおっしゃることは当然のことなんです。ですから、この法律の特例が通れば、五分の二持てるわけですね。だから、五分の二持たせるという事は、片方において、独占禁止法によれば——これは私の場合はいわゆる普通の株式会社で、これは今度国家代行機関であるから、二期持たしていいんだ、この法律が通れば二期持てる、決して違法じゃないんですから。だから、そこに今申し上げた民間企業と公社において、そういう差別をするというところが、いふかどうかという問題が起きてくるから、今大臣の二期は持てるという

ことは、いわゆるいろいろな、何といふますか、関与権といふかというものを持たせるという意味で、そういうようなことを是認するの、もし通してもいいという御意思ならば、というのを聞いておるのであれば、今の上林山君の言われたことは、これは当然のことです、今法案に出てくるんですから。

○国務大臣(村上勇君) よくわかりました。私はこれはやはりこの法の提案者の気持をよくお聞き願ひすることが最もいいんじゃないかと思ひます。私として今ここでこれをどうしても通していただかなければならないということ、だからちよつとその提案者じゃないもの、ですから、一つその点は御了承願ひします。

○政府委員(松田英一君) 今の問題につきましても、公正取引との関係について申し上げますと、政務次官からただいまお答え申し上げましたように、金融業の場合には十分の一という制限がございます。ただ一般の会社の場合にはむしろそういう制限はございません。で、競争相手となるようなところのものに対しては圧迫を加えるおそれがあるというような場合の株を持つことについての制限がきめてあるわけでございます。従ひまして、今度のような場合に、公社が国際電電を競争会社と考へて、これに対して不当に圧迫を加えるため株を持つというふうな趣旨であれば、これはもちろん公正取引の關係からこの法律の趣旨に反してくるわけでございますが、大体公社は国内の通信をやっておりますし、国際電電は国際の通信をやっておりますので、両方競争関係に立つておりませんし、ま

た国際電電に対しては、政府が国際電電株式会社に法によつて監督しております、当然そこにはほかのものがいろいろくちばしを入れてくるというところは、政府の監督上そういうことはあり得ないというふうにも考えられておりますので、今度の公社法の改正によりまして、公社が株を持つという点に對する公正取引の点からくる制限というものは考えられない、こういうふうに考えております。

○山田節男君 今松田君の意見は、これは不当圧迫の解釈といふものは、これは本委員会の公聴会の記録を見ると、たしか学識経験者の中でもそういうこと、あるいは松田君が主観的な考えであつて——不当圧迫と見るかどうかというところ、この法がいろいろ論議された点がある。これは何法に對する証言にはならぬと思ひます。法律上の解釈上の証言にはならぬと思ひます。

それから梶井総裁に一つ伺ひしたいと思ひますが、要するに、株を二期でも電電公社が持つという事は、国際電電から言わせると、これによつて不当な圧迫を受ける、これによつてないかと、結局簡単な言葉で言へば、であるから、株を持たれることについて、人事上の問題、あるいは労務管理の問題、いろいろな問題でならぬやしないか、こういう恐怖感がありはしないかと私は思ひますが、その点どうでしょう。株を持たなくても、にらみがきくと申しますか、しかも国際電電は外国との電波でやるので、国内の重要なものは全部電電公社でやつてもらわなければならぬことなんです。ですから、たとえ株を持つが持つまいが、国際

ないと思いますがけれども、私も洪沢さんもそれぞれ任期のある身でありまして、いつかわるかわかりません。従つて、こゝいう事業の性格上緊密なる連絡をとらなければならぬものにおきましては、人がかわりまして、なおかつ兄弟と同じように近寄つてお互ひにやるべき精神のものである。そういう意味から見まして、株を持つておつた方がむしろよろしいという感じで申しておるわけでありまして。

○山田節男君 これは今の梶井総裁の言われたこと、私もこれはわかりませんが、私はむしろ逆じゃないかと思ひます。これははなはだ御本人を前に置いて失礼かもしれませんが、この電電公社の梶井総裁という方、あるいは国際電電の洪沢敬三君という方がおられる間は、これは株を二割持っておつても円満にいくかもしれない。しかし、もし不幸にして梶井総裁あるいは洪沢敬三社長のような、まことに人格からいってわれわれが絶対に信頼し得る。だから、そういうような状態ならば、私は心配ないと思ひます。ところが、一たんそういう人が任期が満ちて去らなくちゃならぬ、どちらか一方が去つたという場合に、そういうような関係があるがためにむしろ波乱を生ずる。私はむしろ梶井総裁と逆だと思ひのであります。であるがゆゑに、先ほどから御心配申し上げておるのです。しかし本人からそういうようなことを言われることはない。私はむしろ逆であつて、言いかえれば、株を持つてゐる梶井対洪沢といふ、まあコンビといつちやおかしいが、そういう事情にあつた場合は、きわめてこれは信頼します。

これはやっぱり結局人の問題ですから、しかも権利関係があつて、それが人がもし不幸にして、悪いと言つちや語弊があるが、むしろ今の総裁、社長にかつた人が立つ場合には、どうなるか。私たちは将来を考へる。むしろ私たちは不安を持つのは、私はそれこそいい、妥協な見解じゃないかと思ひます。ですから、質問した。これは今総裁の御答弁は、むしろ私逆だと思ひます。逆であるがゆゑに、逆の見解を持つから、私は心配しておる。これは決して

御本人を持ち上げたのじゃなくて、率直のところ、私はそう考へる。

○説明員(梶井剛君) ただいまのことにつきましても、私が意見を申し上げるべきじゃないのですが、血は水より濃いのであります。従つて、血が通つておればこそいいのであります。血が通つていないと、赤の他人になる。従つて、人がかわつた場合において、何れそこそこの利害関係がなくなつてしまひ、かえつてますますなつてしまふのじゃないか。物の見方がベシミスチックであるが、オポチニステイックじゃないかという、意見の相違を感じるのではありません。私もはなるべく世の中が明るく、オポチニステイックに見ていきたいのであります。ひがんで悪く見てはいたくないという考へであります。

○八木幸吉君 ちょっと関連して一言。あけ足をとるようにお聞きになつては困るのですけれども、この前ですね、去年の七月十九日の参議院の公聴会の梶井総裁の証言、証言と申しますか、意見開陳がここにあるのであります。で、そのとき、伺つたときの記憶では、先ほど山田さんが言われたように、その株を持ちたい、持ちたいのだとおっしゃつたように、どうも私記憶がなかつたものですから、今速記録を取り寄せてさつと見ただけであるいは見そこないがあるかもしれないけれども、そこでお話、株が売れないから非常に困つてゐるのだ、早く売つて金にして、建設をしたいのだということがもつぱらの論点であつて、積極的に株を持つのがいいというふうなお話はどうもちょっと見当らないのです。ちよつと速記録の一部を讀んでみても、「従つて現在の情勢をもつて推移するならば、この株式はしかくすみやかに処分ができないのであります。から、財産を一切出資した形になつて、その代金をもたらすべき公社としたしましては、これを保有することにしようとして、適当な時期に処分する」という方法によることもやむを得ないことであるというふうな考へたのであります。従つて五分の二を保有するといふことに對しましては、われわれは別に異議はなかつたのであります。云々、それから「私もこの五分の一の株式を保有する」といふことは、最高を規定されておるのであります。五分の一を必ず保有しなくちゃならぬといふふうには解釈しないのであります。云々、「しかし将来におきまして公社の財政上、財源をせむとも必要とする」といふ場合におきましては、郵政大臣の認可を得てその一部を売却するといふこともできるとわれわれは解釈いたしますので、大きな金額でない限りその株式を保有することに對しましては異議はないわけでありまして。云々、このときの私の印象では、総裁は電信電話の仕事に、建設にいちに選進するのだ、その金がほしいのだ、不幸にしてこの株は売れないのだ、困つてゐるのだけれども、法律の建前で戻されても、それは最高をただきめるだけで、売つて建設資金にして建設をやりたいのだ、こういうふうにおっしゃつてゐる、ただそこに希望条件として、今後においても意見を申し上げなければならぬ。その第一は株式の処分が對しまして額面を割らぬようにしていただきたい、「こういうことをおっしゃつて、そのあとにはつま

り配当金のこと言及されて、今配当金はもらつていないが、配当金をもらいたいのだ、こういうふうなお話があるのではありません。私は電信電話のために生命をとしてやつていらつしやる総裁としては当然のお気持ちで、五カ年計画とはいつておつても、四カ年でも、その仕事を早く達成したい熱意のあるところが非常によく現れて、私はこのときの総裁の御意見を実は感心して拝承しておつたものだから、頭に残つておつた。

そこで私がさつき聞いたのは、法律の建前として、大蔵省が持株全部を売つちやつて、あらためて公社が八億の金を出して、市場からなお株式を買つてお持ちになつたのか、あるいは株が金になつた八億圓があれば建設にお入れになるのか、どつちにウェー

トをおくかといふことを伺つたのは、総裁の心中としては、問題もなく建設の方に使つていきたいのだ。この場合にお答えは無理かと思ひましたが、念のため伺つたのです。私は安定株主といふことは最近になつて強調され出したけれども、どうもやはり建設に金を使うといふことは本来の姿じゃないか、こゝろは思ひます。

そこで、郵政大臣に伺ひたいのは、国際電信電話株式会社の附則第二十一項に、市場の情勢を見てもややかに売れ、かうかいてある。市場の情勢は、五百圓のものが六百四圓で売れた。非常にいい条件ですね。それにかかわらず、現存の法律をほつておいて、審議中の改正案が衆議院で満場一致でただパスしたというだけで、このチャンスをつまでも放任しておくといいところか、どうも納得できないという点が一つ。それからもう一つは、建設費は非常に電信電話に要するものですから、どうもこれをほつておいて、ただ株を持たせるところに力を入れられるのはいかかという点。それからもう一つ、極端にいへば、今の法律の建前通り、一応売らしてしまつて、さうして静かに冷静な立場に立つて、ぜひどうも安定株主の立場で公社に株を持たせる必要があるなら、今後政府提案で同じような法律を出しになつて、今の建設費を八億圓内外出してでも、なお株を買ふ必要があるかないかという点をもう一ぺん検討されるのが、一番法律の建前からいつても、また政府の建前からいつても、建設費の建前からいつても、それが一番の筋道じゃないかと思ひますが、大臣いかがでしようか。

○国務大臣(村上勇君) すでにこの法案が提出されて、さうして今法案の審議の途上にありますので、私もとしましては国会の審議をあくまでも尊重して参りたいと思つております。いろいろな点につきましては、とにかくこの法案が提出されております限り、私として今別な意見はないのであります。

○八木幸吉君 法律の順守といふことはいかがでしようか。国際電信電話法附則第二十一項。

○国務大臣(村上勇君) やはり私、今これが審議の途上にありますので、いづれもこれを尊重していかなきやありませんけれども、一応こゝでまあ話題になつておる法案の審議を尊重して参りたいと思つております。

○八木幸吉君 さうすると、今継続審議になつておるから、法律に「すみやか」といふことがあるけれども、その

でも、「従つて現在の情勢をもつて推移するならば、この株式はしかくすみやかに処分ができないのであります。から、財産を一切出資した形になつて、その代金をもたらすべき公社としたしましては、これを保有することにしようとして、適当な時期に処分する」という方法によることもやむを得ないことであるというふうな考へたのであります。従つて五分の二を保有するといふことに對しましては、われわれは別に異議はなかつたのであります。云々、それから「私もこの五分の一の株式を保有する」といふことは、最高を規定されておるのであります。五分の一を必ず保有しなくちゃならぬといふふうには解釈しないのであります。云々、「しかし将来におきまして公社の財政上、財源をせむとも必要とする」といふ場合におきましては、郵政大臣の認可を得てその一部を売却するといふこともできるとわれわれは解釈いたしますので、大きな金額でない限りその株式を保有することに對しましては異議はないわけでありまして。云々、このときの私の印象では、総裁は電信電話の仕事に、建設にいちに選進するのだ、その金がほしいのだ、不幸にしてこの株は売れないのだ、困つてゐるのだけれども、法律の建前で戻されても、それは最高をただきめるだけで、売つて建設資金にして建設をやりたいのだ、こういうふうにおっしゃつてゐる、ただそこに希望条件として、今後においても意見を申し上げなければならぬ。その第一は株式の処分が對しまして額面を割らぬようにしていただきたい、「こういうことをおっしゃつて、そのあとにはつま

り配当金のこと言及されて、今配当金はもらつていないが、配当金をもらいたいのだ、こういうふうなお話があるのではありません。私は電信電話のために生命をとしてやつていらつしやる総裁としては当然のお気持ちで、五カ年計画とはいつておつても、四カ年でも、その仕事を早く達成したい熱意のあるところが非常によく現れて、私はこのときの総裁の御意見を実は感心して拝承しておつたものだから、頭に残つておつた。

そこで私がさつき聞いたのは、法律の建前として、大蔵省が持株全部を売つちやつて、あらためて公社が八億の金を出して、市場からなお株式を買つてお持ちになつたのか、あるいは株が金になつた八億圓があれば建設にお入れになるのか、どつちにウェー

トをおくかといふことを伺つたのは、総裁の心中としては、問題もなく建設の方に使つていきたいのだ。この場合にお答えは無理かと思ひましたが、念のため伺つたのです。私は安定株主といふことは最近になつて強調され出したけれども、どうもやはり建設に金を使うといふことは本来の姿じゃないか、こゝろは思ひます。

そこで、郵政大臣に伺ひたいのは、国際電信電話株式会社の附則第二十一項に、市場の情勢を見てもややかに売れ、かうかいてある。市場の情勢は、五百圓のものが六百四圓で売れた。非常にいい条件ですね。それにかかわらず、現存の法律をほつておいて、審議中の改正案が衆議院で満場一致でただパスしたというだけで、このチャンスをつまでも放任しておくといいところか、どうも納得できないという点が一つ。それからもう一つは、建設費は非常に電信電話に要するものですから、どうもこれをほつておいて、ただ株を持たせるところに力を入れられるのはいかかという点。それからもう一つ、極端にいへば、今の法律の建前通り、一応売らしてしまつて、さうして静かに冷静な立場に立つて、ぜひどうも安定株主の立場で公社に株を持たせる必要があるなら、今後政府提案で同じような法律を出しになつて、今の建設費を八億圓内外出してでも、なお株を買ふ必要があるかないかという点をもう一ぺん検討されるのが、一番法律の建前からいつても、また政府の建前からいつても、建設費の建前からいつても、それが一番の筋道じゃないかと思ひますが、大臣いかがでしようか。

○国務大臣(村上勇君) すでにこの法案が提出されて、さうして今法案の審議の途上にありますので、私もとしましては国会の審議をあくまでも尊重して参りたいと思つております。いろいろな点につきましては、とにかくこの法案が提出されております限り、私として今別な意見はないのであります。

○八木幸吉君 法律の順守といふことはいかがでしようか。国際電信電話法附則第二十一項。

○国務大臣(村上勇君) やはり私、今これが審議の途上にありますので、いづれもこれを尊重していかなきやありませんけれども、一応こゝでまあ話題になつておる法案の審議を尊重して参りたいと思つております。

○八木幸吉君 さうすると、今継続審議になつておるから、法律に「すみやか」といふことがあるけれども、その

でも、「従つて現在の情勢をもつて推移するならば、この株式はしかくすみやかに処分ができないのであります。から、財産を一切出資した形になつて、その代金をもたらすべき公社としたしましては、これを保有することにしようとして、適当な時期に処分する」という方法によることもやむを得ないことであるというふうな考へたのであります。従つて五分の二を保有するといふことに對しましては、われわれは別に異議はなかつたのであります。云々、それから「私もこの五分の一の株式を保有する」といふことは、最高を規定されておるのであります。五分の一を必ず保有しなくちゃならぬといふふうには解釈しないのであります。云々、「しかし将来におきまして公社の財政上、財源をせむとも必要とする」といふ場合におきましては、郵政大臣の認可を得てその一部を売却するといふこともできるとわれわれは解釈いたしますので、大きな金額でない限りその株式を保有することに對しましては異議はないわけでありまして。云々、このときの私の印象では、総裁は電信電話の仕事に、建設にいちに選進するのだ、その金がほしいのだ、不幸にしてこの株は売れないのだ、困つてゐるのだけれども、法律の建前で戻されても、それは最高をただきめるだけで、売つて建設資金にして建設をやりたいのだ、こういうふうにおっしゃつてゐる、ただそこに希望条件として、今後においても意見を申し上げなければならぬ。その第一は株式の処分が對しまして額面を割らぬようにしていただきたい、「こういうことをおっしゃつて、そのあとにはつま

り配当金のこと言及されて、今配当金はもらつていないが、配当金をもらいたいのだ、こういうふうなお話があるのではありません。私は電信電話のために生命をとしてやつていらつしやる総裁としては当然のお気持ちで、五カ年計画とはいつておつても、四カ年でも、その仕事を早く達成したい熱意のあるところが非常によく現れて、私はこのときの総裁の御意見を実は感心して拝承しておつたものだから、頭に残つておつた。

そこで私がさつき聞いたのは、法律の建前として、大蔵省が持株全部を売つちやつて、あらためて公社が八億の金を出して、市場からなお株式を買つてお持ちになつたのか、あるいは株が金になつた八億圓があれば建設にお入れになるのか、どつちにウェー

トをおくかといふことを伺つたのは、総裁の心中としては、問題もなく建設の方に使つていきたいのだ。この場合にお答えは無理かと思ひましたが、念のため伺つたのです。私は安定株主といふことは最近になつて強調され出したけれども、どうもやはり建設に金を使うといふことは本来の姿じゃないか、こゝろは思ひます。

そこで、郵政大臣に伺ひたいのは、国際電信電話株式会社の附則第二十一項に、市場の情勢を見てもややかに売れ、かうかいてある。市場の情勢は、五百圓のものが六百四圓で売れた。非常にいい条件ですね。それにかかわらず、現存の法律をほつておいて、審議中の改正案が衆議院で満場一致でただパスしたというだけで、このチャンスをつまでも放任しておくといいところか、どうも納得できないという点が一つ。それからもう一つは、建設費は非常に電信電話に要するものですから、どうもこれをほつておいて、ただ株を持たせるところに力を入れられるのはいかかという点。それからもう一つ、極端にいへば、今の法律の建前通り、一応売らしてしまつて、さうして静かに冷静な立場に立つて、ぜひどうも安定株主の立場で公社に株を持たせる必要があるなら、今後政府提案で同じような法律を出しになつて、今の建設費を八億圓内外出してでも、なお株を買ふ必要があるかないかという点をもう一ぺん検討されるのが、一番法律の建前からいつても、また政府の建前からいつても、建設費の建前からいつても、それが一番の筋道じゃないかと思ひますが、大臣いかがでしようか。

○国務大臣(村上勇君) すでにこの法案が提出されて、さうして今法案の審議の途上にありますので、私もとしましては国会の審議をあくまでも尊重して参りたいと思つております。いろいろな点につきましては、とにかくこの法案が提出されております限り、私として今別な意見はないのであります。

○八木幸吉君 法律の順守といふことはいかがでしようか。国際電信電話法附則第二十一項。

○国務大臣(村上勇君) やはり私、今これが審議の途上にありますので、いづれもこれを尊重していかなきやありませんけれども、一応こゝでまあ話題になつておる法案の審議を尊重して参りたいと思つております。

○八木幸吉君 さうすると、今継続審議になつておるから、法律に「すみやか」といふことがあるけれども、その

でも、「従つて現在の情勢をもつて推移するならば、この株式はしかくすみやかに処分ができないのであります。から、財産を一切出資した形になつて、その代金をもたらすべき公社としたしましては、これを保有することにしようとして、適当な時期に処分する」という方法によることもやむを得ないことであるというふうな考へたのであります。従つて五分の二を保有するといふことに對しましては、われわれは別に異議はなかつたのであります。云々、それから「私もこの五分の一の株式を保有する」といふことは、最高を規定されておるのであります。五分の一を必ず保有しなくちゃならぬといふふうには解釈しないのであります。云々、「しかし将来におきまして公社の財政上、財源をせむとも必要とする」といふ場合におきましては、郵政大臣の認可を得てその一部を売却するといふこともできるとわれわれは解釈いたしますので、大きな金額でない限りその株式を保有することに對しましては異議はないわけでありまして。云々、このときの私の印象では、総裁は電信電話の仕事に、建設にいちに選進するのだ、その金がほしいのだ、不幸にしてこの株は売れないのだ、困つてゐるのだけれども、法律の建前で戻されても、それは最高をただきめるだけで、売つて建設資金にして建設をやりたいのだ、こういうふうにおっしゃつてゐる、ただそこに希望条件として、今後においても意見を申し上げなければならぬ。その第一は株式の処分が對しまして額面を割らぬようにしていただきたい、「こういうことをおっしゃつて、そのあとにはつま

り配当金のこと言及されて、今配当金はもらつていないが、配当金をもらいたいのだ、こういうふうなお話があるのではありません。私は電信電話のために生命をとしてやつていらつしやる総裁としては当然のお気持ちで、五カ年計画とはいつておつても、四カ年でも、その仕事を早く達成したい熱意のあるところが非常によく現れて、私はこのときの総裁の御意見を実は感心して拝承しておつたものだから、頭に残つておつた。

そこで私がさつき聞いたのは、法律の建前として、大蔵省が持株全部を売つちやつて、あらためて公社が八億の金を出して、市場からなお株式を買つてお持ちになつたのか、あるいは株が金になつた八億圓があれば建設にお入れになるのか、どつちにウェー

トをおくかといふことを伺つたのは、総裁の心中としては、問題もなく建設の方に使つていきたいのだ。この場合にお答えは無理かと思ひましたが、念のため伺つたのです。私は安定株主といふことは最近になつて強調され出したけれども、どうもやはり建設に金を使うといふことは本来の姿じゃないか、こゝろは思ひます。

そこで、郵政大臣に伺ひたいのは、国際電信電話株式会社の附則第二十一項に、市場の情勢を見てもややかに売れ、かうかいてある。市場の情勢は、五百圓のものが六百四圓で売れた。非常にいい条件ですね。それにかかわらず、現存の法律をほつておいて、審議中の改正案が衆議院で満場一致でただパスしたというだけで、このチャンスをつまでも放任しておくといいところか、どうも納得できないという点が一つ。それからもう一つは、建設費は非常に電信電話に要するものですから、どうもこれをほつておいて、ただ株を持たせるところに力を入れられるのはいかかという点。それからもう一つ、極端にいへば、今の法律の建前通り、一応売らしてしまつて、さうして静かに冷静な立場に立つて、ぜひどうも安定株主の立場で公社に株を持たせる必要があるなら、今後政府提案で同じような法律を出しになつて、今の建設費を八億圓内外出してでも、なお株を買ふ必要があるかないかという点をもう一ぺん検討されるのが、一番法律の建前からいつても、また政府の建前からいつても、建設費の建前からいつても、それが一番の筋道じゃないかと思ひますが、大臣いかがでしようか。

○国務大臣(村上勇君) すでにこの法案が提出されて、さうして今法案の審議の途上にありますので、私もとしましては国会の審議をあくまでも尊重して参りたいと思つております。いろいろな点につきましては、とにかくこの法案が提出されております限り、私として今別な意見はないのであります。

○八木幸吉君 法律の順守といふことはいかがでしようか。国際電信電話法附則第二十一項。

○国務大臣(村上勇君) やはり私、今これが審議の途上にありますので、いづれもこれを尊重していかなきやありませんけれども、一応こゝでまあ話題になつておる法案の審議を尊重して参りたいと思つております。

○八木幸吉君 さうすると、今継続審議になつておるから、法律に「すみやか」といふことがあるけれども、その

でも、「従つて現在の情勢をもつて推移するならば、この株式はしかくすみやかに処分ができないのであります。から、財産を一切出資した形になつて、その代金をもたらすべき公社としたしましては、これを保有することにしようとして、適当な時期に処分する」という方法によることもやむを得ないことであるというふうな考へたのであります。従つて五分の二を保有するといふことに對しましては、われわれは別に異議はなかつたのであります。云々、それから「私もこの五分の一の株式を保有する」といふことは、最高を規定されておるのであります。五分の一を必ず保有しなくちゃならぬといふふうには解釈しないのであります。云々、「しかし将来におきまして公社の財政上、財源をせむとも必要とする」といふ場合におきましては、郵政大臣の認可を得てその一部を売却するといふこともできるとわれわれは解釈いたしますので、大きな金額でない限りその株式を保有することに對しましては異議はないわけでありまして。云々、このときの私の印象では、総裁は電信電話の仕事に、建設にいちに選進するのだ、その金がほしいのだ、不幸にしてこの株は売れないのだ、困つてゐるのだけれども、法律の建前で戻されても、それは最高をただきめるだけで、売つて建設資金にして建設をやりたいのだ、こういうふうにおっしゃつてゐる、ただそこに希望条件として、今後においても意見を申し上げなければならぬ。その第一は株式の処分が對しまして額面を割らぬようにしていただきたい、「こういうことをおっしゃつて、そのあとにはつま

り配当金のこと言及されて、今配当金はもらつていないが、配当金をもらいたいのだ、こういうふうなお話があるのではありません。私は電信電話のために生命をとしてやつていらつしやる総裁としては当然のお気持ちで、五カ年計画とはいつておつても、四カ年でも、その仕事を早く達成したい熱意のあるところが非常によく現れて、私はこのときの総裁の御意見を実は感心して拝承しておつたものだから、頭に残つておつた。

そこで私がさつき聞いたのは、法律の建前として、大蔵省が持株全部を売つちやつて、あらためて公社が八億の金を出して、市場からなお株式を買つてお持ちになつたのか、あるいは株が金になつた八億圓があれば建設にお入れになるのか、どつちにウェー

法律の、何というか、執行は一時ちよつととめておく、こういふことですか。

○國務大臣(村上勇君) これはなかなかめんどろなことでなければ、一応私はそうあるべきじゃないかと思っております。

○八木幸吉君 株が将来安くなつても、それはやむを得ない、こういうお気持ちでございますか。

○國務大臣(村上勇君) それはまあどうなるかしれません、ともかく個人の問題でありませんし、この法案の審議の途上において、いわゆる株の上下の推移というのはいやむを得ないと思ひます。

〔理事宮田重文君退席、委員長着席〕

○楠木康治君 私は村山郵政大臣の意見、人柄その他は、普通の人よりも多く知っておるつもりで、大臣になられてから非常にうれしき気持ちでお迎えをし、またうれしき気持ちでありますから、深く言ひませんが、この法案が出て、その前提案者がいろいろ人が四、五人か三、四人かかわつて、非常に多くの言葉を費やしたけれども、どうもピンとこないというよりも、むしろ一人一人を法案から遠ざけるような気持ちで、頭が悪いせい、か、とんでもないというふうな気持ちに終つておつたのであります。大臣がきかれて虚心な態度で、おとなしくお聞きなすつた御説に、いわばコロッと参られまして、私の根本のそのときの考えは、堀尾総裁に新しい市の電話の建設と申しますか、調節と申しますかをお尋ねしたときに、一年に五億しかないからどうにもできない。それに対して非常には

御苦心なすつておるようでありましたから、今までも、都合よく、国際とは行つておるといふ話を承つて、十数億の金を早くその方に回されること、一番いいと思ひまして、しかもそれが緑風会の最も多数の意見であつたので、そのこと一本できておつたのに、郵政大臣の説明を聞いて、一本ではな

い、なるほど大臣の答弁の言ひことを聞くと、少し考え直さねばならぬなあと、いふまでには思つた。ところが、きよりの久保君の質問の前の山田委員からの質問に対しての御答弁は、虚心たんかいにすうと語らずに、考えを言ひたのが、むしろ村上大臣の気持ちではなくて何かほかの方を取り入れるというか、沿うていくためにいふように感じられて、全幅の信頼も

実は六割の信頼に削られて、(笑)実は今失望しているわけなんです、ほんとは一〇〇%か一五〇%になつていと思つておつたのが、六〇%になつてしまつた。

その理由を一つ申し上げますといふと、この株を持たせたいという意味に、衆議院と参議院の問題になつたんですが、衆議院の方では五分の一残つておる株も充てるというところでやつてきた。参議院の意思を聞いて、そうして半分を充つた。あとの半分が、衆議院がそう言ひのじやないけれども、人情的にという言葉はどうか知らないけれども、衆議院の意思も通して

も、衆議院の意思も通して、いいいじやないかといふような意味で、通していいかといふ意味で、おつしやつたのか、まあそういう意味で聞いたのであります、それから今も八木委員のごときは、衆議院がきめてきておつても、実際はまだ法案とし

てきまつていないのだから、全部充つても法的にはいいのじやないか、こういふことなんでありまして、私も法的には充つてもいいと思つております。しかし衆議院が全会一致で法案として出してきたのだから、これだけは充つておつたのか、これだけは充つておつたのか、まあエチケットと申します、すかね、というのでも私は受け入れ入るんですが、一体その法案で五分の一

のずつておるもの、そのほかの株を参議院でも衆議院でも充てるなど、それを充てないといふことは、何か法的根拠が議會なるがゆゑにあるのですか。

○國務大臣(村上勇君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(松平勇雄君) じゃ、速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松平勇雄君) 速記つて。

○楠木康治君 今の大臣の説明によりまして、非常に苦しいところをなかなかよくやつて下さつたといふか、およいで下さつたといふか存じませんが、やられたことに非常に敬意を表します、しかしそれは衆議院がそれを充てる

など、さわるなといふようなことで、それに何らとらわれないのに、大蔵省がそう答えたのでしやうか。またもしそう答えたといふ法律があるのに、みやかに充てるといふ法律があるのに、そういう答えをするといふことが、それはもう勝手にしたのですから、かどう

か存じませんが、あなたが大蔵省として法的根拠にのつとらないことをこの委員会において認認していられると、もしそういうことを言うなら言う方が誤つておるのであつて、あなたの円満に運ばれたことはいいけれども、誤つたもの

を公正な判断の中に、これを委員会に取り入れられていくといふことは、大臣の厳正な職責に照らしてどうでしやうか。

○國務大臣(村上勇君) もう一度一つ……。

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松平勇雄君) 速記をとめて。

○楠木康治君 それで私よくわかりましたが、衆議院の委員会では株を充らぬだらうなといふ言ひで、充りませんといふ答へたんですね。その法案に出て

いる以外の株を一体委員会といふか、国会議員が充れとか、充らぬとか言ひて、公式に……国の外だつたら他国の内政に干渉するよなもののじやないかと思ひますがね。議員はそういう場合

にはほかの株まで充てるのか充るんだらうな、そして充らせないとかいうやうなことを立ち入ることは議員の職責としてあなた正しと認めていられるか。

○國務大臣(村上勇君) 私は衆議院の委員の方のお考えも他意はないと思ひます、しかし、それは政府の方の答へ、この法案が審議の途上にある場合、合しきもこの株の売却は問題になつておりますから、その御趣旨を尊重して、そのように取り計らいますといふやうな言葉で、これは速記を調べませんとわかりませんが、そういう言葉でありましたので、問う方もまた答へる方も他意はなかつたものと思つてお

ります。

○八木幸吉君 今の大臣の国有財産書ですか質疑応答です、これは自分も

速記録を調べたのですが、速記録にはないような気がするのですが、大臣ごらんになりましたか、それは最終日でございまして、本会議が流れてしまつたときの話ですから、どうも速記録に……、その話を聞いたものですか、調べてみたのですが、私の見たところでは速記録にその質疑応答はないものですから、予算委員会、大蔵大臣

売るか、充りますといふ話になつたんで、どうも速記録に載つていないと思ひますがね。

○國務大臣(村上勇君) 私ははつきり聞きました。審議中のことであります、しかし株式の売却が問題になつておりますから、決してこれを御相談なしに離すといふようなことはござい

ません、こういうことをはつきり私聞きました。

○委員長(松平勇雄君) 他に御発言はございせんか。

○永岡光治君 これは大臣ですか、文化放送ですね、あれは……。

○委員長(松平勇雄君) 議案が別ですが、

の質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○久保等君 この設備費負担法は、名前の示す通り、やはり臨時措置法だと思ふのですが、この前制定せられて、この三月の末で、まる五年になるわけなんです。さらに加えて今度の期間延長で、まる五年ということになっておるのですが、たまたま当初出された負担法が制定せられた趣旨は、何と云つても、電信電話事業の一大拡充をはからなければならぬという建前から、建設資金が必要であるという考えに負担せよという考えで作られたと思ふのです。ところで、その五十年計画も、本年度で三年度目、さらに明年度、明後年度の両年度で一応五十年計画は終ると思ふのです。そうしますと、ちょうどあと二カ年すれば、第一次五十年計画は一応終了する状態にあるわけなんです。ところで、この設備費負担法は、今後五年ということになりますと、ちょうど第一次五十年計画が終了して、さらにその後三カ年あとへ引つかかるといふ関係になるわけです。そこで私は当然この臨時負担法との関連を考へるならば、第二次五十年計画か、何かそういったものが当然第一次五十年計画直後の引き続いての問題として、また構想として、当然考へておられると思ふのです。まあそういうことには、五十年計画とこの負担法という問題が、これからちよつと期間的にちがふが状態になると思ふんです。まあ現在の電気通信の実態を考へますならば、私はここ当分の間、最大限に努力をし、また資金を確保してやつても、やり過ぎるといふ結果はこ

こ当分は至らないのじゃないかという、非常におぼろげながらの推察を私はいたしておるわけです。しかし具体的な法案を五十年という形で出されて参りますならば、少くともその五十年間における計画というものは、よほどはつきりした確たるものゝ裏づけが当然必要であらう、また当委員会でも御説明をされるのが至当だと思ひます。従つてたまたま五十年計画の過渡期にありまされるだけに、そういう面について的確たる一応の見通しを、単に簡単な口頭での御答弁ということだけではなくて、ある程度私は固めたものを一つぜひお出しを願ひたいと思ふのです。もちろん第二次五十年計画になるのか、第二次七十年計画になるのかどうか知りませんが、第二次計画といふものは、まあ少くとも私正式にきまるのは、どうしても第一次五十年計画の最終年度のあたりにはつきり翌年度からの計画は決定するだらうと思ひますが、従つて今こゝではつきりした結論的なものの計画を示していただくことはもちろん無理だと思ひます。しかし無理ではあつても、負担法との関係において、何とか一応第二次計画といふものについてはつきりした見通しは立てられなければならないと思ひますので、そのあたりについて、きょう比較的正確な期した資料、構想等をお示し願へないかと思ひます。若干それについての一つ御説明を本日こゝで御説明願へる限りにおいて御説明いただければ幸いだと思いますが、大臣なり総裁でも、いずれでもけつこうです

が。

○国務大臣(村上勇君) ごもつともな御質疑であります。私からお答へ申し上げます。

上げるよりも、梶井総裁の方が詳細にお話して下さると思ひますので、お許しただきたいと思ひます。

○説明員(梶井剛君) 御承知の通り、昭和二十七年まではこの事業は電通省で経営しておられた。昭和二十七年の八月に公社になりました。昭和二十七年の八月に公社になりました。そのときに私が感じましたことは、従来は政府予算の都合上、毎年計画を立てざるを得なかつた。ことに二十五年までは赤字でありました。従つて政府から多大の援助を受けておたつたわけでありました。しかし事業の性質から申しまして、長期計画を立てまないと、どうしても重複したり、あるいはむだが生じたりいたしました。経済的な施設ができなかつた感じがしたので、とりあえず二十七年の終りごろから、大急ぎで第一次五十年計画といふものを立てたのであります。大急ぎで立てました結果、本来いへば計画を十分にしまして、確固たる基礎の上に本来計画を立てるべきものだといふものは考へておるのでありますけれども、そのいふものがなくて一応立てたのであります。その予算の内容につきましては、過去におけると同じように、これは政府事業であるから、あるいは政府から投資され、あるいは資金運用部資金の援助を受け得られるものとわれわれは考へておたつたのであります。ところが国家の財政はさうに余裕がありませんで、電信電話事業は独立採算制によつて、自己において資金を調剤する、すなわち、公衆社債によつて、さらに運用部資金などで与えられない分を補給していくようにという御趣旨のもとに、公衆社債制度によつて参つたのであります。しかし公衆社債を自身

も、今日までの形勢から申し上げますと、毎回全部消化いたしました。二十八年度も二十九年度も消化いたしました。三十年度に至りまして初めて今回償還の見込みが確実になりました。そういうわけで、予算に依然欠陥を生じて、連算を生じてきたわけでありました。これらの事情にかんがみまして、私も少しは、第二次五十年計画を立てます際には、十分に基礎的な調査資料を得て、そうしてその上に立つて計画を立てなければいかぬといふので、昨年の夏特に従来運用局でやつておりましたところの計画を独立さして計画局といふものを作つて、もつぱら第二次五十年計画の調査に當つております。この調査は大体二年かかると思つておるのであります。正確なものは来年の夏ごろまでにできると考へておりますが、とりあえずそれではあまりにもおそいのでありますから、この六月ごろまでに一応の計画を立てるやうにという目標でもつて目下やつております。従つて第二次の計画の確実なものをまだ手元に作成しておらないといふことは、まことに申しわけないと思ひますが、しかし大体的予想によつてこゝういふうにやりたいという考えだけは一応頭に持つておるわけでありまして、それは本年度の予算が五百五十五億あります。私どもは一計画といつたしましては、あるときは非常に事業費が多い、あるときは非常に少いというふうになり、ある事業のやり方というものは非常にうまくいきます。また同時に国民の要望に沿うゆへんでもないと考えますので、第二次五十年計画におきましては、大体五百五、六十億の予

算で毎年經常化してやつていきたいという希望を持っております。また今後の加入者の社債、つまり負担法といふものによつて負担金と社債とを募集しておるのであります。できるならば、機会があるならば、われわれは社債をなるべく減額していきたい。その補填をいたしましては、政府から運用部資金を借り入れるというふうなことによつて、その補填をしていきたいという考へを持っております。しかしこれも政府の財政の都合によるものでありますから、今から確実にどれだけ減らし、どれだけ補填し得るかといふ目標は十分にしておりません。これは今後財政当局としばしば話し合ひまして、できるならば、そういう方向に持つていきたいと思ひます。それからこの前に昭和二十八年の八月から料金改訂をいたしまして、その際にも実は料金改訂しない限り国民の要望に沿ひ得ないといふので、今日そういう計画を立てて国会の御承認を得たわけでありまして、しかしそのときの料金といふものは、過去における歴史的の変遷に従つて二割を上げたのであります。ところが料金というものは、その後だんだん電信電話事業の発達に伴つて、われわれが見て参りますと必ずしも合理的でない、ある一面においては不当に高いところがある、ある一面においては不当に安いところもある。要するに電信電話事業を利用する国民の立場から見まして、最もうなづける合理的な料金にしなければならぬといふことが、われわれに課せられた一つの問題であるといふことをその当時感じたのであります。従つて第

二次五カ年計画をスタートする前に、われわれはこの料金の根本的調査をしなくちゃいけぬというので、これはもっぱら営業局において調査を進めておきます。これもすでに一年近く調査を進めておりますので、大体二年で、根本的な案ができるのではないだろうか、この二つの問題を第二次五カ年計画におきましては編み込んで、そうして最も妥協なる計画を立てたいという考えを持っておるわけでありす。一応そういう仮定のもとに、数字をまとめたものもございすので、私がその数字を説明するのが下手でございすから、必要とありますれば、そのほんとうの概算でありますがお手元に資料を差し上げてよろしゅうございす。

○久保等 数字的な点は今の總裁の御答弁で、六月ごろにはほぼ確定的な見通しが数字的に出せるのじゃないかという御答弁ですから、私はここにすぐ、あまりあとでまた変動が予想されるような数字はお出し願わなくてよろしいと思ひますが、ただ一つ伺いたいと思ひますのは、第二次計画もやはり五カ年計画という大体の構想でおられるのか、あるいは三カ年ないしはあるいは七カ年というようなことではないでしょうか、そのあたりは今のところはまだ未確定だと思ひますが、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(堀井剛君) 私は最初の五カ年計画を立てまして、従つて第二次、第三次と五カ年ごとに計画を立てたいと考えております。しかし、本来は電信電話事業の発達というものは、十五年を一期としてやることになっております。しかし日本と欧米諸国とは

事情が非常に異なっておりますので、日本は十五年が適切であるかどうかという点については多少疑問を持つております。十五年じゃ長過ぎる、そうして見通しがつきにくい。それほど日本の国というものは変化の激しい国であるという感じを持っておりますが、大体そういうふうな十五年と考へまして、第一次、第二次、第三次と、年を追つて五カ年ごとに計画を再検討してやつていきたいという考へでおります。

○久保等 ちよつと大臣にお尋ねしたいのですが、ただいまの總裁の御答弁から氣のついたことですが、やはり第二次五カ年計画を策定するにしまして、料金問題のやはり問題を一応考慮して、その考慮を編み入れたといふ御答弁もあつたのですが、この料金問題はすでに今日の法制下では、電電公社の場合におきまして、公社法の中に料金が一々こまかく載つておるわけなんです。従つて少くとも法律改正を行わなければ料金の變動を行うことができないのですが、まあそういう建前になつており、またもう一つ国鉄の場合においても、今日やはり料金は日鉄法の中に規定されておるのですが、その問題をめぐつて、最近聞くところによると、国鉄の運賃問題は、これは法律改正を待たずして行へるようなもの、にせよ法律改正を行いたいというふうなことを政府で態度を決定したというふうなことを伺つておるのですが、やはり料金問題といふことであれば、私はやはり鉄道運賃の場合と、それから電信電話の料金の問題であらうと、やはり本質的には似通つたものがあるのじゃないか。従つてそれに対する法制的な

扱い方もまた同一政府の内部においては、それに対しては当然やはり考へておられるのじゃないかと思ひますが、その点について郵政大臣が何か考へておられる点があればお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(村上勇君) ただいまのことその問題に關しましては何もまだ研究をいたしておりません。

○久保等 それではたまたま国鉄の運賃問題をめぐつて、これは今後の問題でしよが非常に大きな問題になるのですが、さらにはただいま申し上げた、これを法律で規定しておくことがいいのかどうかという問題も、運賃問題をめぐつて運輸当局等で非常に真剣に考へておられるようですが、私は当然政府が公共企業体という場合に、常に運輸それから通信といったものが並び称せられるわけですし、また片方の法律の考へ方が、かりにこれは一々法律でも縛つておくことも実際の運用上困難とするならば、これは当然通信の場合にも当てはまることだと思ひますし、そこらの点はぜひ一つ……、国鉄運賃問題をめぐつての問題が最近出ておりますが、郵政大臣の方で十分の一つは政府の考へ方というものを、やはりそれそればらばらに考へるのではなくて、一応一つ御研究を願ひたい、かように実は考へるわけです。また機会を見ていろいろ大臣に考へ方を伺つて参りたいと思ひますが、たまたま最近そういう問題が問題になつておりますので、しかも特に電通の場合においても、ただいまの計画、今後の計画との関連性において非常に私は重要な問題ではないかと思ひます。この

点を一つこの機会に一言申し上げて御参考にしておきたい。

○山田節男君 これは政府の方針として郵政大臣の御所信と、それから現業の堀井總裁にお伺ひしたいと思ひますが、大体こうして電話設備負担臨時措置法は期限立法になつてゐること、期限立法になつてゐること、これは三年ないし五年たてば経済事情も違ふ。そのときにまた非常な不利なことをされてはという意味で期限立法になつておるのですが、私のこの法案を審議するときの、いろいろな討議しましたときの記憶によりますと、大体従来国営であつた電信電話事業を公社に切りかえたといふことは、要するにあくまで自主的に経営に対する独立性を持たせる。それによつて能率を上げようといふのがこの公社法を作つた根本の動機であつたと思ひます。従つて公社となつた以上は、これは政府に対してもなるべく頼らないように、ゆくゆくはやはり自主独立の立場でやつていく。これがいわゆるコーポレーションです。であるがゆゑに、前の電話設備負担臨時措置法は三年という限定的な立法をされたと思ひます。それが公社となつた以上は、なるべく政府に迷惑をかけない。それから一方においてはサービスを受けるい

わゆるお得意、電話を利用する立場にある人、將來できるだけ電話のお客に對しては、やはり年々サービスをよくしなければならぬ。同時に値段もやはり安くしなければならぬ。と同時にまたこゝろ電話の設備費の負担を債券の形、これはまあ十年たてば返すといふことになつておりますが、しかしとにかく債券を買わなければいけ

ない。あるいは永久にふところ返つてこない負担金を数万円取られる。こゝろいうような状態は、これはこの立法しました当時は、先ほど堀井總裁の説明にあつたやうにやむを得ぬ事情、戦後の復旧でもあるし、政府からは資金を十分に融資しない。やむにやまれぬ措置としてこゝろ期限立法を作つたわけなんです。これは公社が第一次五カ年計画を作つて、建設勘定もちゃんと数字を立てております。一応これはやむを得ぬ。こゝろ見たのであります。こゝろして電話が次第に増設されてサービスもよくなり、そうして数から申しましても、もう百數十万になつておる状態、戦前をオーバーしておるというやうな状態になれば、少くとも第一期の五カ年計画が終えた後におきましては、公社当局としては、その本来の使命である自主独立、政府には頼らない。それから電話を設ける人にも、世界中で例のない多額の債券を引き受けさせたり、負担金を持たせるようなことは、これは一つの邪道である。どうしても一部負担をしなければならぬのなら、年々下げていかなければならぬ。これは公社としてのサービス改善の一つの大きな課題だと思ひます。しかるに今回五カ年間延長しておりますが、先ほど久保君からも質問がございましたが、第二次五カ年計画にこれはひつつかかる法案になつておる。そういたしますと、すでにこれが法案になれば経過するまで八年間、世界でもつて類例のない電話の加入者に対して債券を出したり、負担金を持たすといふやうなあり方がいかに悪いかわからないと思ひますが、この点に

ついで大臣はどういうお考えなのか。やはり今の事情としては依然としてそういう高額の債券を持たず、負担金を負わせなくちゃいけないという御所信なのか。この点についての将来への政府としての御方針を伺いたいと思います。

それからなおこの問題につきまして堀井総裁の御意見を伺いたいのですが、先ほど申し上げましたように、これを公社にしたということは、国家の大根幹であるけれども、しかしより自由な経営と申しますか、才能を発揮してもらって、そして健全な財政、よりよいサービスを提供するということがこれは公社ができた。自來それについて当局者が非常な努力をされているというところはこれは私たちが十分認めます。認めますから、今言ったような電話の加入者に対して、こういう多額な負担金を持たせ、債券を買わせるというようなことが、今後さらに五カ年間も持たせるといふようなことがあつたならば、公社本来の使命からいへば少し私はおかしいのじゃないかと思う。多少経営当局において無理であつても、たとえばこの負担金を三万円のものを二万円にするとか、あるいは公債を一万円下げるとかいうようにするの、これは私は公社としては当然そうすべきだと思ふのですが、この点に対して一つ総裁の御所信を伺いたいと思います。

○國務大臣(村土勇) お答えいたします。山田さんのお考えと全く原則的には私は同様の考えを持っております。ただこの公社の公共性から、非常に不利な、いわゆる損なところでも、需要を満たすというよりな立場から、どうしても加入者に対してある程度の負担を受益者の立場で願わなければならぬ。しかしこれとてもお説の通り、この電信電話事業が軌道に乗りまして、需給関係なり、経営状態が軌道に乗りましてならば、こういう負担方法をできる限り軽くしていくということとは当然でありますし、それに向つて公社におきましても鋭意努力いたしておるような次第であります。ただ今日の場合、この程度の負担はまずやむを得ないのじやなかつたかと思つておる次第であります。

○説明員(堀井剛吉) 私もただいま大臣の御答弁の通り、できるならば加入者に負担をさせないで拡充をしたいものだ、こう考えております。しかし、拡充の資金というものは究極、これは民間の企業であるとするならば、株式の払い込みによるか、あるいは借入金による以外に方法がないのであります。従つて私どもとしては、現在政府で投資する余裕もないのでありますから、社債に待つ。そして将来にこれを償還するといういき方をしておるわけでありまして。私どもはこの第二次五カ年計画になりますと、ちやうど始めましてから七年目に公衆社債の償還をしなくちゃなりません。また、十年目には加入者を持つてもらひました社債の償還をしなくちゃならないのでありますから、われわれは始終償還をいかにしてやるかということが念頭を離れないのであります。償還する原資をまず作らなくちゃいけない。そうすると自分らの収入の中から建設費に回す以外に、さらに償還財源を生み出すということになるのでありますから、なかなかその間に困難がござい

ます。で、われわれとしましては、現在この負担金並びに社債というものをできるだけ軽減したいということとは十分考えておりますが、一挙にこれをなくしてしまふということは、とても今後の国民の要望に沿うことができないようになるのであります。やむを得ず第二次五カ年計画におきましても、ある程度はこの負担法を実施していく以外に方法はないんじゃないだろうか。ただ、社債等におきましてできまするならば減額を實行していきたいという考えを持つておるのであります。現在の日本の財政状態並びに電信電話事業の収支の状況から見まして、しばらくこのことは加入を希望される方に忍んでいただきたい。ことに今日まで約三年間事業を継続してきておるのであります。今日までは幸いに節約に努めました結果、収入は予定よりも多く、支出は予定よりも少くというふうになりまして参りました。しかし、それは主として大都市に重点を置いてやつておりましたからして、大体収支が十分にペイするところが多かったものであります。今後中小都市並びに農村の方へ事業を拡大して参りますと、これは従来の統計から見ましても、とうてい事業はペイしないのであります。でありますからそういう方向にいくに従つて、ますます収支の關係は困難になつて参りますので、当分の負担法の実施というものを、時限立法でありますけれども、継続していかざるを得ないという事情になつております。

○山田節男 大臣に伺いますが、今度この効力を失う三カ年間のこの負担法ですね、三年という時限を前に付けて、今度新たな法律によると、五カ年延長するということですね。で、今の大臣の答弁なりあるいは堀井総裁の御答弁を聞けば、どうも前よりか二年も長くするということがよくわからな、なぜ三年が今度五年にされたのか……。

○久保等君 前も五年です。○山田節男 前も五年です。前が五年で今度も五年ですか。それならば私ちやつと質問を変えますが、今のよう大臣の御趣旨だと第一期の五カ年計画が終れば、やはり一本立ちになつて、自主独立の経営をするためにやはりこれは三年、その次はどうしてもやらなければならぬという事情があれればこれを二年にするとか、一年にするとか、これがやはり公社を設立した私本来の建前だろふと思ふのです。なぜそれなら前と同じように五カ年間やらなければならぬのか、どういふ御方針でそういう数字が出たか。

○國務大臣(村土勇) 実質的には、二年、五カ年計画が残つておりますので、三年ということになつております。それで五年、五年計画の残りがまだ二年あります。今回五年ということをお願いいたしましたも、実質的には新らしくは三年ということになるのであります。

○山田節男 これは総裁も覚えていらつしやるかどうか知りませんが、この公社を制定する過程において、従来とかくこの電気通信事業が官營であるがために官營主義化で、どうもサービスが悪い、これが公社によることによつてサービスはよくなる、ということはやはり公社になつた以上は、すべてその事業にたずさわる者は、上は総裁か

ら下は工員に至るまでほんとうに前だれ式の格好でやれ、やりますと、それからわれわれ地方を見ましても、そういう点においては前の電気通信省の場合よりもよほどよくなつておる。これは認めます。認めますが、やはり今こゝういったような異例な、世界でも異例な多額な債券を買つたり、負担金を負わすというふうなことは、これは依然として私は昔の電通省、あるいは昔の通信省時代の依然としてこの官營主義があるのじやないか。金がなければ政府から借りる、金が必要のだから、それは受益者、金を出せと言ひ、そこには私はまだ前だれ式になつていないというところがあるのじやないか。もし前だれ式に徹底しておれば、先ほど申し上げた自主独立の採算主義でいくのだ。これは料金を上げてくれといふことが、私はそうならば大きな声で言ひ得ると思ふのです。それであくまで独立採算主義でいつてもいいといふことに、建前はなつてゐるのですから、そうしてなおこれをこゝういったような加入者あるいは受益者に対する負担を今後同じような額で継続していくということは、せつかく、この公社を作つた大きな動機から言へば、まだ、まあ具体的に言へばまだそういう官營主義が残つておる。こゝういふようにとれないことも私はないと思ふのです。こゝういふ世論も聞いております。それは私は公社を作つた意味が、これは一年や二年ならばしょうがありませんけれども、さらに三年あるいは五年たつて、あるいは七年たつて依然としてこゝういふものを持つと、一体公社になつた本来の大きな目的の一つを果しておらぬじやないか、こゝ指摘されて

も私はしょうがないのじゃないかと思
うのです。この点に關しての郵政大臣
のお考えどうでしょう。

○國務大臣(村上勇君) 相変らず官僚
主義でいるという点については、私は
總裁以下公社の現状を見ますと、非常
にまあつきりとサービスの点も改善
されてやっていると思つております。
それで独立採算をどこまで強く主
張いたしますと、これはまあ料金にも、
また料金だけでなく、その需給の関
係を都市中心にする。大きなところだ
けは電話の幾らでも需要がありますの
で、その方へどんどんサービスする。そ
うすると小都市とか、先ほど梶井總裁
が御答弁申しておりましたように、農
村等にはほとんど電話の影は見ること
ができないというふうなことになるお
それがありますので、この種事業の持
つ公共性から申しまして、どうしてもそ
ういう点はある程度度外視いたしまし
て、そのためには加入者から一部の負担
を願う、これは決して電電公社の立場か
ら申し上げるのでなく、従来の政府の、
純然たる政府事業でやつておりました
當時でも設備金をたとへて三百円でも、
五百円あるいは千円というふうな設備
金をちようだいたしておつたように
私記憶いたしておりますが、現在の物価
等から参りまして、當時の千円は少く
も三十万ぐらいの負担になるのじゃな
かろうか。そういうふうなことで、決
してこれだけいただくのが当然だとい
うことではないのでありますけれども、
今日電信電話事業の復興の途上にあり
ましては、この程度の御負担を願うと
いうことも万やむを得ないのじゃない
か、かように私思つております。

○山田節男君 これはまあここにあら
れる新合委員も私も一九五一年と思
いますが、アメリカの電話の事業のサー
ビスを見ました。もちろん日本と比較
することがあるいは公平でない点があ
るかもしれないが、とにかく電信電話
のサービスというものは、これはあく
まで国民のためのものである、国民の
福祉を向上するための事業ですから、
しかもそれを前だれ式の公社にしたと
いうのは、日本の革命的なものであつ
て、数十年間官僚組織でやつておつた
ものが今度公社組織になった。だから
そこでわれわれが前だれ式にやつてく
れ、前だれ式にやりましょ、独立採
算式であり、自主的な経営をやつて、
決して交渉を受けない、自力でもつて
ほとんどサービスをやりに出していくの
がこの公社法の根本でありますから、
重ねて申し上げておきます。今、官僚
主義という言葉を使いましたが、もつ
とこれを具体的に言へば、あまり依存
主義が強いんじゃないか。これはまあ
今年の例を見ますと、政府から八十五
億円の公算債券の許可を得ておるよう
でありますし、そして引受債券が五
十五億三千万円、電話設備負担が四十
三億四千三百万円、約これ八百八十
億近くのものがこつたやうな方
面から金が入ってくる。一方三十一
年度の損益勘定を見ますと、一
取支の差し引きが百三十三億幾
らになつておるのですが、これなん
かも、私二十九年度の決算委員をして
おります関係上、昭和二十九年度の会
計検査院の出した決算報告書を見る
と、不幸にして二十九年度の決算報告
書においては、日本電々公社に対する
相当批難事項があるわけなんです。こ

れなんかをちよつと見ましても、まだ
まだこれは引き締める点があるのじゃ
ないか。そうすればここに三十一年度
に差し引き百三十三億のものが、ある
いは百八十億になるか二百億になる
か、これはまあ過大な見積りになるか
もしれませんが、とにかくこれ以上上回
るかもしれないというふうな実はわれ
われ想像できるわけなんです。そうす
れば、ここに今その金を債務償還、そ
れから建設財源に充てる、こつたやう
になつておりますけれども、自主独
立の立場から見れば、これはたとへば
ゼロになつても、何かの方面で政府に
は頼らない、あるいは負担者にもこつ
たやうな金をかけないで何とかしてやつ
ていくという意気込みが、私は数字の上
に現われなくちゃならぬ。それが依然
として今日公社になつて数手を経てお
り、梶井總裁のようになりつぱな方ある
いは梶君のような、もうこれで生れて
きたやうな人がおられるのですから、
ですから大へん失礼かもしれませんが、わ
れわれはもう少しこつたやうな方面にお
いて、サービスがよくつたといふこと
は、これは全国どこに行つてもおほめ
の言葉をいただいております。これは
御同慶にたえませんが、肝心の経理面
において依然として依存主義である。
独占事業であるから、お前金を出さな
ければつてやらんぞ、反対に言へば、
金のない者はつけれないのだという
一種の禁止的なワケがある。それに対
してはどうも金もつけにならんものも
つけないやうな。これはなるほど義
務であるし、むしろ本来の仕組から
いへば、そういうことはむしろ本来の
これは口実にならないと思う。これは

大体公社そのものがそういう無理をし
てやらなければならぬといふことは初
めからわかつておる。それは決して私
は金を、負担金をよけい取らなければ
ならぬといふことの口実にはならぬと
思う。そういう意味で私は極端に言え
ばこれをさらに延ばしていくといふこ
と、またさらにこれが時期が来れば、失
効する時期が来ればさらに延長しなけ
ればならぬといふことになれば、むし
ろ公社を甘えさせることになるのじゃ
ないか。そしてわれわれが意圖して
いる公社は、ほんとうの何といふか、
商業主義といふか、コンマーシャル
ムに立つた自主独立の公社といふもの
がなかなかできないのじゃないか、こ
ういふ憂いを持っておりますから、か
ような質問を申し上げるのでありま
す。

とかなるのじゃないか、かように私は
門外漢として考えるのですが、どうで
しょうか。その点についてのこれはや
はり總裁としてこつたやうな委員会へん
とりにぎつくらんにおつしやつてわ
れわれを啓蒙していただきたいと思
います。今度のあなたのお感じはどうい
うものですか、一つお願いいたしま
す。

○説明員(梶井剛君) ただいま山田委
員の御指摘になりました二十九年度に
おける決算報告に對しまして会計検査
院が指摘されました不当事項といふこ
とに對しましては、まことに申しわけ
ないと私は思つております。私ら不敏
の結果、十分に監督が行き届かなかつ
たために、他に使へばもつと有効に使
えた金があるところに、むだといふわ
りけでございませぬけれども、時期
早く使われてしまつたといふやうな例
がございします。こつたやうなことに注
意しては、私は今まで機会あるごとに注
意はしておつたのでありますけれども、
も、ついでさうな結果を生みましたの
で、今回会計検査院の御指摘によりま
して、さらに幹部並びに各通信局長に
も十分今後こつたやうなことの再び起ら
ないやうに注意を喚起いたしておしま
した。しかし私といたしましては、先
ほども申し上げました通りに、加入者
に負担してもらふ、あるいは社債を持
つてもらふといふことは、機会があれば
できるだけ減額していききたい。従つて
この負担法そのものにおきましては、
最高を言つておられるのでありますし
て、政令によつてそれを減額すること
は、法律でなく国会の審議を経なく
てもできるのであります。従つて私は第
二次五カ年計画を十分に検討いたしま

そこで總裁に一点御質問いたします
が、どうですか、サービスがよくつた
といふことは、これは万人が認める
ところなんです。これはサービスを手
えする人あるいはサービスの質がよく
なつた。これは私も驚くべき御努力の
結果が現れておると思う。しかし根
本の経理の問題、それから今度やがて
決算委員会ではいろいろ質問があるだろ
うと思ひますが、こつたやうな事態が珍
しく二十九年度の報告に出たといふこと
は、これはやはり總裁の御努力にかか
わらず依然としてあなたや副總裁を初
め、ほんとうにやつておられるだろ
うと思ひますが、下部機関においてま
だ徹底しないからといふやうな、ま
ことに遺憾な事実が現れてくるの
じゃないかと思ひますが、これも私も
少し引き締めていけば、この債券を募
集して得る五十五億ぐらいのことは何

して、これができるという見込みが立ちましたならば、できるだけ早い機会において社債を軽減したいという考えを持っております。しかし先ほど来お話しのように、独立採算制と申しませんけれども、しかし無から有は生じないのであります。建設財源というものは、収支の差額によるか、あるいは外部から入れる資金によるか、どちらかによらなければならぬのであります。そういう意味におきまして、収支の差額というものは今日まで極力節約と収入の増加をはかって参りました結果、予期以上の収支の差額で最初の計画よりも多くなっております。しかしこれも限度があります。そうむやみに、やるべきこともやらずにサービスを悪くする、保守状況を悪くして、そうして支出を減額するというわけにも参りません。一方においてサービスを十分によく保ち、しかも収支の差額をできるだけ多くするように努力はいたしますけれども、それだけでもって建設資金を相当出すということは非常に困難であります。大体三十二年度までの予想が私たちが立てておるのであります。三十二年度までの間に、おきまして私どもが収支の差額から編み出した金というものは、大体百億ぐらい五カ年間に編み出してあります。これは計算が少しめんどうになってきますが、減価償却の再評価をいたしました結果、少くとも実施当時、一方において償還をいたしております。そういうことをみな差引勘定いたしましたして、収支の差額というものが約百億三十二年度末までには得られる。ですから、現在におきまして建設資金に組み入れる額は年々予期以上になっております。

す。けれども、しかし一方において加入者、国民の要望というものは依然として非常に熾烈であります。また各都市におきまして、行き詰つておる。加入者も一名もふやせないというところなところもどさりあります。そういうところを改善しなくちゃならぬ。そういうことを考えますと、容易に建設資金というものを編み出すことが困難であります。独立採算制度とは言いながら、一方において外部から資金を得ることをある程度は考えていかなければならぬという状態になっておるわけでありました。もし公社債が国鉄のごとく、国鉄の本年度のように二百四十億も許されるならば、加入者の支払いは要らないで済むわけであります。私どもは三十一年度は八十五億であります。国鉄は二百四十億というふうに、これは国鉄の事情がしらめしたのであると思ふべきけれども、やはり金融界の情勢によりまして、公社債というものは国鉄とわかれの方と一緒に、なつても、限度がおのずからある。自然それによって制限を受けておる、こういう状態であります。

○山田節男君 この問題はもつと根本的な問題としてまた御質疑いたしたいと存じますが、この法案が出された、これは初日の質疑でありますから、この際確かめたいのですが、この電話施設費負担臨時措置法というものは、もろろんこれは有線電話に対する設備負担という意味だろうと思ひます。そこで私はここに梶井総裁に、これは大臣は失礼ですが、大臣はあるいは御答弁できないかもしれません。(大臣は「専門家でですよ」と呼ぶ者あり)じや大

臣に質問いたしまして、私は梶井総裁にまた補足的なことを啓蒙していただければけっこうであります。私先般下イツに参りました、無線電話が非常に発達してありまして、テレエックス、今来ておる普通の有線電話とテレエックスの電話と両方についておる、呼び出しの周波数といふと、これはドイツへ行つてきて見ますと、ドイツは戦争で非常に有線設備が破壊されてしまつて、やむなくジ・メンスといふか、無線ですね、これが非常に普及しておる。しかもこれは正確であり、安くて、そしてこれは電波ですから天候に支配される。これは今国際電話でも、そうやっておるのだと思ひますが、話し相手を出すまでの時間は有料通話の時間に入れないというくらいに、よくし、正確であり、それから留守であつても、それをテレプリンターによつてちゃんと残す。これを私は、有線電話をこれほど拡張しておりますけれども、これは私は一つの電話の、電話サービスの革命だと思つて歸つた。これは電話の専門家がえられるのです。私はそういうふうに思ふ。有線電話施設を依然として持つて、ない材料を切つて、そして線を使うよりも、テレエックスといふものを将来考へるべきものじやないかと思ふ。私はドイツの実例を見て、非常に私はしろうとながら感心したわけでありました。そういういたしますと、ほかの施設を見ますと、今のテレプリンターと同じようなもので、将来これを、まあ電電公社はどういうものがあるか知りませんが、たとえばこの一年二年、三年以内にこれを実現するといふことになれば、そういうう

りな負担は一体どうなるのだ。ドイツのPBX式のものでいくのか、あるいは新たにこれより規格以外の債券を今度は十萬円持てとか、負担金を六萬円持てとか、今のこの思想でいけば、そういうふうになるんじゃないかと私は憂えを持っておる。しかしこれは政府の方針として、そういうものはさういふ方針がいい、あくまでも有線で行くという方針なのかどうか。今からもしそういうふうな、これは有線電話の施設負担臨時措置法だと私は了解してありますが、しかしそれでなくて、テレエックスといふものがサービスを改善するのだと、こういうことになれば、こういう点、根本方針をお聞きしたいといふことと、それから電電公社では、これは専門家がえられるのです。が、私の見たテレエックスといふものが新しい一つの電話サービスとして将来日本にも普及すべき、普及し得るものである、この点を一ツ電電公社のそういう専門の方から、総裁でもいいです。この所見等を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(村上海男) これは非常に専門的になりましたので、私の専門程度では到底御納得がいかないと思ひますので、専門家の梶井総裁に一つ御答弁を……。○説明員(梶井剛君) ドイツをのぞいて見ると、非常に発達しておることは全く私も同様に感じました。ただテレエックス・サービスは国内におきましてはやはり有線、ケーブルでやつておりますが、ただベルリンが孤島のように離れております。そのためにベルリンとハノーバーとの間にストパー・ハイ・フリーケンシーで二百キロ回線をやつております。この間にノ連の占領地を通ることができませんので、やむを得ず無線装置でやつております。そのほかはテレエックス・サービスが現在欧米間で相当使われております。ですから有線で陸上は参りますけれども、国際間におきましては結局大西洋横断の無線サービスと見合つてやつておるわけでありました。われわれも周波数がだんだん高くなりましてS・H・Fというふうになつて来ますと、有線と十分経済的に比較して有利にだんだんなつて参るという意味で、今日ではマイクロウェーブを国を横断して現在建設中でありました。将来におきましてもこの有線と無線とを国内通信においても併用していろいろ考へてあります。それからテレエックス・サービスにつきましては、これは要するにテレプリンターのエクスチェンジでございまして、現在日本におきましてもテレプリンターは相当使われておる。これは本社と支店との間において専用の回線を公社から借りまして、両方にテレプリンターを付けてお互いに十分通信をしております。これをもつと広く、会社が異なつておりましたも電話交換と同じように自由に各社の間を交換して、そうしてテレプリンターで通信をするようにしなければならぬといふことを私どもも同様に感じております。このことは前に、一昨年参りましたドイツでも十分聞いて参つたのでありますが、通信事業といふものは大体どこの国に行きましても赤字であります。ところがテレエックス・サービスだけは黒字であります。でありますから、どうしても電信の赤字をある程度補う

ためにはテレエックス・サービスをやらなければならないということは火を見るよりも明らかであります。で、直ちにこのサービスを実行するようということをわれわれは話しておきましたのであります。ただ日本のテレビリントーと外国のテレビリントーと多少違っておる。さらに国際通信をやるということになりますと、一そうその間の統一性が必要になって参ります。

す。こういうようなことで、テレエックス・サー비스そのものに対する規格を統一するのに時間がかかって今日まで延び延びになっておりますが、近く国際間において国際電信電話会社がテレエックス・サービスを始めることになっております。私どもの方は準備がややおくれましたのでありますが、三十一年度におきましては東京、大阪、名古屋というような重要都市の間にテレエックス・サービスを始めたいというので、この三十一年度の計画にそれを織り込んでおります。

○山田節男君　今のような総裁のお考えだと、こういった有線電話に対する設備負担の臨時措置が出ておるのですが、これは今の、従来の有線電話に関する負担法である、こういったように解釈していいわけですね、郵政大臣にお伺いしますか。

○説明員(梶井剛君) これはもちろん有線、無線を問わず国内の電話に対する負担法でございます。もちろんそれにつきましましてわれわれは一々設計のときに当りまして、これは有線であった方が経済的であるか、無線でやった方が経済的であるかというようなことを十分検討いたしましたので、そのいずれかを選ぶのでありますから、そのルートが

無線であるか有線であるかによって負担法が違うわけはありません。しかも有線というのは市外回線が有線ということでありまして、加入者線の問題じゃないのであります。で、この加入者線の負担法というのは新たに電話加入者になるときの問題であります。テレックス・サービスだと、また電信の方でありますから、全く別の問題であります。

○山田節男君 私はしろうとでずからこの点について伺いたいのですが、テレエックスというのはやはり一種の何といいますが、これは放送法に基く免許ではなくて、やはり一種の加入じゃないかと思うのです。そういたしますから今のテレプリンターというようなものがありまして、それにもレシーバーがあつて記録できる。これも日本で作れば相当な金がかかるんじゃないかと思うのですが、そういったものをやはり自分で負担するとか、これはできなくちゃわかりませんが、たとえば五

万円から三万五千円のが、実質はこれは従来の何からいえは公社が当然負担せざるを得ないと思うのです。これはただおやりになるようなことではないだろうと思うんですが、無線の場合でもテレエックスは私から言わせれば電話の変形であって、ドイツがああいつ

た特殊の有線設備が破壊されたために、やむなくこういうものをやり始めたんだと私は説明を聞いているんですが、電話にかわるべきものだとは私は聞いているんです。それで今のような質問を申し上げたのですが、これは電話に関するものである。しかし私は無線電話というものはやはり電話じゃないか、こうい

ふりに思うんですが、そこにわれわれしろりとでは非常に混同しやすいあれがある。特にこういう法律を作った場合、これならばテレエックスをおいても電話である、そうじゃなくてこれは無線だと、こういうことになってこれを放送法か、電波法に關することになってくるのか、この点のはっきりしないから今のような御質問を申し上げるんですが、そりすると私の了解すべきこ

とがこれはあくまで有線電話の問題であるから、将来テレエックスというものがやがて日本に普及してくれば、また別個の負担法というものが、臨時措置法にしろ、負担に關する法律が出るかもしれないという私は疑いを持つんですが、梶井総裁にお尋ねしますが、それほどの普及度というものはこの二年や三年では国内に關する限りは実現は不可能である、かような見通しであるかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(梶井剛君) 現在テレエック

ス・サービスはアメリカにおいても相当に行われております。アメリカのテレエックス・サービスの加入者が昨年でしたが、統計によりますと、約五十万人あります。それから私が一昨年ドイツに行きましたとき、ドイツの郵政省の人に聞いたときに、テレエックス・

サービスクラブ、加入者ですが、これは一万人でありまして、しかしこれは年々増加しておりますので、今日においてはもっとふえておると思います。テレエックス・サービスを実行するときにどういうふうな法律を必要とするかということにつきましては、私は法律のことはあまり明るくありませんので副総裁がお答えいたします。

○説明員(韋勉君) テレエックス・サービスの計画につきましては、お手元に、第一次五カ年計画と第二次五カ年計画の概要を本日お手元にお届けしてございますが、第二次五カ年計画の終了時すなわち三十七年度におきまして大体四千加入くらいということを目標といたしております。で三十一年度におきましてはとりあえず東京、大阪に百程度、それからだんだんふやしまして

百六十くらいという予想を持っておりますが、ただいま御質問の負担法におきましてはあくまで加入電話に加入する場合における負担ということが主で、付随的には現在御案内のように専用線につきましても社債を引き受けていただく、あるいはPBXには実費に当るものをいただくような規定になっております。PBXはその構内設備に相当多額の経費を要るわけでありますので、その実費相当額を負担していただくというような意味の法律になっております。加入電信につきまし

ては私も当初普及の政策から、この負担というものはできるだけ安くしなければならぬ、三十一年度におきましては私も今制度的にはこれは試行的なものと考えておりますので、これはあらためてどのくらいの社債なりあるいは負担をしていただくか、各国の例

に見ましても、政府機関におきまして全部施設いたしましたし、料金をちようだしているところと、ちようどPBXのように自設も認めているというように大体二つに分れておりますが、できるだけ普及という建前から加入者の負担を少くしまして、公社におきまして建設資金を調達するという方向でいきなさいと考えております。

○委員長(松平勇雄君) それでは他に御質疑はございませんか。……それは本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に
基き、別冊日本放送協会昭和三十一年
度収支予算、事業計画及び資金計

日本放送協会昭和三十一年度収支
予算、事業計画及び資金計画

予算総則

第一条 昭和三十一年度収支予算の
収入及び支出を別表収支予算書の

とおり定める。

第二条 本予算中事業収入において
予定する受信料の月額は、ラジオ

においては六七円（三箇月につき二〇〇円）、テレビジョンにおいては三〇〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた經營の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、經營委員會の議決を経て各項目において、彼此流用することができる。ただし、給

手については、他の項と彼此流用することができない。

2 前項本文の規定にかかわらずラ
ジオとテレビジョンとの間におい
ては、彼此流用することができな
い。

第五條 本予算中資本支出において、年度内に支出を終らないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において同一計画事項に限り使用することができ

第六條 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てゐる以外これを使用することができない。

2 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第七條 収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は予備金に繰り入れ、経営委員会の議決を経て借入金の返還または設備の改善に充てることができる。ただし、収入の増加が業務量の増加に伴う場合は、その増加額は業務量の増加に關係ある各項に充てて使用することができる。

2 前項本文に定めるもののほか、

職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節約したときは、その増加額または節約額は予備金に繰り入れ、経営委員会の議決を経てその一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

2 前期繰越収支剰余金（昭和三十

年度予算総則第五条による繰越相

当額を除く）が本予算において予定する金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て借入金金の返還または設備の改善に充てた経費を加減して使用することが出来る。

第九條 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならぬ。

第十條 本予算中資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十一條 國際放送並びに選挙放送

の実施に対する交付金が予算額に比し増加したときは、その増加額はそれぞれ国際放送並びに選挙放送に関係ある各項に充てて使用することができる。

等に對し、交付金、補助金等の収入があつたときは、その金額は關係ある各項に充てて使用することができる。

第十三条 駐留軍の放送役務に對し、契約金の収入があつたときは、その金額は役務に關係ある各項に充てて使用することができる。

昭和三十一年度収支予算書			
款	項	予 算 額 (単位千円)	
前期繰越収支剰余金		一五〇,〇〇〇	
(ラ) ジ ョ		一五〇,〇〇〇	
(テ) レ ビ ジ ョ		〇	
収 入		一三,五三一,七四〇	
(ラ) ジ		一一,六六七,一四〇	
資 本 収 入		一,〇四三,四〇〇	
	放 送 借 入 金 券	二〇〇,〇〇〇	
	長 期 借 入 金	一〇〇,〇〇〇	
	売却固定資産代金	六,〇〇〇	
	減価償却引当金	五一九,〇〇〇	
	放送債券償還積立金戻入	二一八,四〇〇	
事 業 収 入		一〇,六二三,七四〇	
	受 信 料	一〇,四八三,三七五	
	交 付 金 収 入	九九,三六五	
	雑 収 入	四一,〇〇〇	
(テ) レ ビ ジ ョ		一,八六四,六〇〇	
資 本 収 入		九六〇,〇〇〇	
	放 送 借 入 金 券	四五〇,〇〇〇	
	長 期 借 入 金	三五〇,〇〇〇	
	売却固定資産代金	〇	
予 算 額 (単位千円)			
事 業 収 入		一五〇,〇〇〇	
減価償却引当金		一〇,〇〇〇	
放送債券償還積立金戻入		九〇四,六〇〇	
雑 収 入		九〇一,五〇〇	
受 信 料		三,一〇〇	
建 設 費		一三,六八一,七四〇	
投資有価証券		一一,八一七,一四〇	
放送債券償還積立金繰入		一,六〇〇,〇二〇	
諸 返 還 金		九七五,〇〇〇	
給 与		一三三,八〇〇	
放 送 費		四九二,二二〇	
給 送 費		一〇,〇一七,一二〇	
放 送 費		三,二一〇,九五三	
業 務 費		三,四六九,七四二	
管 理 費		八七〇,六七四	
国 際 放 送 費		一,三五五,六八四	
技 術 研 究 費		一五一,三一七	
減 価 償 却 費		二〇六,六〇〇	
関 連 経 費		五一九,〇〇〇	
予 備 金		二二三,一五〇	
(テ) レ ビ ジ ョ		二〇〇,〇〇〇	
予 算 額 (単位千円)		一,八六四,六〇〇	

他に一億、九七五万三千円である。

(2) 放送施設の保守運用につ
いては、一層の合理化を図
るとともに設備の改修整備
につとめる。このため前年

(3) 通信施設関係については、専用回線の増加等により、前年度五億二、六二一、度三億九、三六七、二、千円に對し三、七五五、二、千円の増額となり、総額四億三、一二二、四、千円である。

万四千円に對し四、七六九
万七千円の増額となり、総
額五億七、三九一万一千円
である。

以上により、放送費総額は前年度三三億三九万八千円に対し一億六、四四七万円の増額となり、三四億

六、八四六万八千円である。

番組の周知、故障受信機の修理相談及び雑音障害の防止等により、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納を図る。この

資本支出	事業支出
建設費	給送費
投資有価証券	諸返還金
放送債券償還積立金繰入	
八三、八〇〇	一〇、〇〇〇
〇	一、二三四、六〇〇
六一〇、〇〇〇	一四五、六三二
五一六、二〇〇	五六六、五三五
	予備金
	後期繰越収支剰余金
	(ラ)
	(テレビジョン)
業務管理費	
減価償却費	
閼連費	

ため前年度八億二、三六七万四千円に対し四、七〇〇万円の増額となり、総額八億七、〇六七万四千円である。即ち、普及及び受信改善関係に二億二、〇四三万六千円、契約及び収納関係に六億五、〇二三万八千円である。

ハ 管理関係

管理関係については、業務の合理化により極力経費の節減につとめるが、設備の増加、社会保険料の増額等により、前年度一億二億三、四三三万二千円に対し一億四、七四五万一千円の増額となり、総額一億五、〇八八万三千円である。即ち、一般管理経費に二億六、七三三万三千円、倉庫の維持管理に二億八、四八二万二千円、職員の厚生保健に四億五、〇一三万二千円及び退職手当その他に三億四、八六三万六千円である。

ニ 技術研究関係

技術研究関係については、無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各種技術調査のため前年度一億六、五一〇万円で対し四、一五〇万円を増額し、総額二億六六〇万円である。

ホ 減価償却費

減価償却費については、過年度償却不足額取戻し償却完了による減五、六一〇万円及び固定資産の増に伴う増三、五一〇万円を見込み、前年度五億四、〇〇〇万円に対し二、

一〇〇万円の減額となり、総額五億一、九〇〇万円である。

ヘ 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は総額二億三、三一五万円である。

三 国際放送

国際放送については、放送内容の充実整備を図るとともに、使用語については極力相手国語を使用することとし、前年度九、七八三万七千円に対し五、八二八万一千円の増額となり、一億五、六一一万八千円である。

四 選挙放送

選挙放送については、参議院議員の改選及び衆参両院議員その他の補欠選挙放送経費として二六二万円である。

五 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため二億円を見込む。

(テレビジョン)

一 要員及び給与

定員としては、前年度二七七人に対し、設備の増加、受信契約者数の増加等により現業要員一〇二人を増員し、総員三七九人であり、これに対する給与の総額は一億四、五六三万二千円である。

二 放送関係

放送番組については、放送時間は現行どおり一日七時間とし、総額二億九、三九二万四千円をもつて内容の充実につとめる。即ち、番組の編成に六、四六八万五千円、番組

の実施に一億一、三五九万八千円、番組の資材整備に四、七四八万四千円及び番組用映画の製作その他に六、八一六万一千円である。

ロ 技術関係

技術関係については、設備の改修整備につとめるとともに、運用の合理化を図るが、局数の増加等により、前年度六、六二〇万円で対し三、八三二万六千円の増額となり、総額一億四、四五二万六千円である。

ハ 通信施設関係

通信施設関係については、専用回線の増加等により、前年度四、八〇〇万円で対し一億二、〇〇八万五千円の増額となり、総額一億六、八〇八万五千円である。

以上により、放送費総額は

前年度三億七、〇〇九万一千円に対し一億九、六四四万四千円の増額となり、五億六、六五三万五千円である。

三 業務関係

業務関係については、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納を図る。このため前年度二、八〇九万五千円に対し三、三六六万八千円の増額となり、総額六、一七六万三千円である。即ち、普及及び受信改善関係に一、二五〇万八千円、契約及び収納関係に四、九二五万五千円である。

四 管理関係

管理関係については、業務の合理化により極力経費の節減に

つとめるが、設備の増加、要員の増及び社会保険料の増額等により、前年度三、九六四万二千円に対し四、〇二八万八千円の増額となり、総額四、三六七万四千円である。即ち、一般管理経費に八三七万二千円、倉庫の維持管理に八〇〇万八千円、職員厚生保健に一、八八三万三千円、退職手当その他に八四五万七千円である。

減価償却費

減価償却費の必要額は一億

五 有料契約者見込数

区 分	昭和三十一年度	昭和三十年	増 減
年度初頭契約者数	一三、七五〇,〇〇〇	一三、〇〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇
年度内新規契約者数	一、四〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
年度内廃止契約者数	八五〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
年度内増加契約者数	五五〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	△ 五〇,〇〇〇

五、〇〇〇万円である。

六 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は総額二億六、七〇〇万円である。

七 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため、二〇〇〇万円を見込む。

四 受信契約者数 (ラジオ)

二 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十一年度	昭和三十年	増 減
年度初頭免除者数	四、五七〇,〇〇〇	四、〇〇〇,〇〇〇	五七〇,〇〇〇
年度内新規免除者数	二、七〇〇,〇〇〇	二、〇〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇
年度内廃止免除者数	七四〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
年度内増加免除者数	一、九六〇,〇〇〇	一、三〇〇,〇〇〇	△ 六六〇,〇〇〇

(テレビジョン)

一 有料契約者見込数

区 分	昭和三十一年度	昭和三十年	増 減
年度初頭契約者数	一、〇五〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
年度内新規契約者数	二、五〇〇,〇〇〇	二、〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
年度内廃止契約者数	四〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
年度内増加契約者数	一、一五〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	△ 四五〇,〇〇〇

2 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十一年度	昭和三十年	増 減
年度初頭免除者数	七〇	二八〇	四〇〇
年度内新規免除者数	八〇〇	三〇〇	五〇〇
年度内廃止免除者数	〇	二〇〇	二〇〇
年度内増加免除者数	八〇〇	二八〇	五〇〇

昭和三十一年度資金計画

一 概要

1 本資金計画は、昭和三十一年度収支予算並びに事業計画に基き、本年度中における資金の実際の出入を計上した。

2 本年度の入金額は

ラジオ関係については、年度初頭受信契約者数一、二七五万人、年度内新規契約者数一四〇万人、廃止契約者数八五万人、受信料月額六千七百円（三箇月につき二〇〇円）をもつて算定した受信料収入予算一〇四億八、三三七万五千円から、その中の収納不能による欠損見越額七、九〇〇万円を控除した受信料収納額一〇四億四、三七五万五千円、国際放送関係交付金九、六七五万

五千万円、選挙放送関係交付金二六、一百万円、受入利息、巡回相談等の雑収入四、一〇〇万円、放送債券二億四千万円発行による入金額一億九、八〇〇万円、長期借入金一億四、〇〇〇万円、固定資産売却代金六〇〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額二億一、八四〇万円、その他の入金額三、五〇〇万円をあわせて一一億二、二四万円と予定した。また、前年度より繰り越す資金を三億四千万円と予定することとしたため繰入金額は一四億二、二四万円である。

〇〇円をもつて算定した受信料収入予算九億一五〇万円から、その中の収納不能による欠損見越額六、八〇〇万円を控除した受信料収納額八億九、四七〇万円、放送債券四億五、〇〇〇万円発行による入金額四億四、五五〇万円、長期借入金三億五、〇〇〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額一、〇〇〇万円、受入利息その他の雑収入三、一〇〇万円、その他の入金額五、二〇〇万円をあわせて一七億八、五〇〇万円と予定した。

3 本年度の出金額は

ラジオ関係については、事業経費九、二億六、四九七万円、放送設備建設改修費九億七、五〇〇万円、放送債券返済金四億八、二〇〇万円、長期借入金返済金一、〇二二万円、放送債券返済法定積立金一億三、二八〇万円、予備金二億四、〇〇〇万円、放送債券利息、長期借入金利息その他一億六、五

四五万円、合計一一億三、〇四四万円と予定した。

テレビジョン関係については、事業経費八億一、七六〇万円、放送設備建設改修費五億一、六二〇万円、放送債券返済金一、〇〇〇万円、放送債券返済法定積立金八、三八〇万円、予備金二、〇〇〇万円、放送債券利息、長期借入金利息その他二億六、四八二万円、合計一七億一、二四二万円と予定した。

これにより、入金総額はラジオ、テレビジョンあわせて一一億九、四四二、二八六万円である。

資金の需要及びこれに対する資金の調達を四半期ごとにみれば別表のとおりであるが、特に放送債券の発行及び長期借入金の借入については、放送債券は起債市場の情勢と建設計画の進捗状態とを勘案して、年度内六回合計六億五、〇〇〇万円の発行を予定し、長期借入金の借入については、資金需要に対応する額を借り入れるものと予定したが、情勢によつて

は放送債券を長期借入金に、または長期借入金を放送債券にかえて資金需要を満たすこととする。

長期借入金の返済については、ラジオ関係において本年度返済期にあたる一、〇二二万円の返済を行きととし、各四半期ごとに二五五万五千円、合計一、〇二二万円の返済を予定した。

これにより、借入金の年度末残高は、ラジオについては前年度よりの特越額八、二六三万八千円に対し、前記一、〇二二万円を返済し、新たに一億七、二四一、八千円となり、またテレビジョンについては前年度よりの特越額一八億二、六七〇万円に対し、新たに三億五、〇〇〇万円を借り入れることにより二億七、六七〇万円と見込まれる。

年度途中における一時的な資金のひつ迫に対しては、短期借入金によることとする。

二 資金計画表

(単位千円)

項目	期 間	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	合 計
一、前期繰越金		三、〇〇〇,〇〇〇	一、五五三,一七五	一、七六一,八九	一、五九六,七	一、二八〇,六四〇
二、取 入		二、九八八,八五	三、一七七,四三	三、三三〇,七六	三、三三三,六六	一、二八〇,六四〇
(ラ ジ オ)		二、六四八,八五	二、七二七,八三	二、二八八,七六	二、七九六,六	一、一〇一,一四〇
受 信 料		二、五九八,八三	二、五八七,三三	二、二六四,八四	二、二六四,八四	一〇,四四三,七五
放 送 債 券		〇	九,〇〇〇	九,〇〇〇	〇	一,九〇〇,〇〇
長期借入金		〇	〇	一〇〇,〇〇〇	〇	一〇〇,〇〇〇
交付金収入		三,三三三	三,六六六	二,四三三	二,四三三	九,九三六

雑 収 入	固定資産売却代金	放送債券返済金	その他の収入	受 信 料	放 送 債 券	長期借入金	放送債券返済金	戻入
一〇,一四〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	八,七五〇	三,三三三,六六	一,〇二二	六,五〇〇	四,〇〇〇	〇
一〇,一四〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	八,七五〇	三,三三三,六六	一,〇二二	六,五〇〇	四,〇〇〇	〇
一〇,一四〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	八,七五〇	三,三三三,六六	一,〇二二	六,五〇〇	四,〇〇〇	〇
一〇,一四〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	八,七五〇	三,三三三,六六	一,〇二二	六,五〇〇	四,〇〇〇	〇
一〇,一四〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	八,七五〇	三,三三三,六六	一,〇二二	六,五〇〇	四,〇〇〇	〇
一〇,一四〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	八,七五〇	三,三三三,六六	一,〇二二	六,五〇〇	四,〇〇〇	〇
一〇,一四〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	八,七五〇	三,三三三,六六	一,〇二二	六,五〇〇	四,〇〇〇	〇
一〇,一四〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	八,七五〇	三,三三三,六六	一,〇二二	六,五〇〇	四,〇〇〇	〇
一〇,一四〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	八,七五〇	三,三三三,六六	一,〇二二	六,五〇〇	四,〇〇〇	〇
一〇,一四〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	八,七五〇	三,三三三,六六	一,〇二二	六,五〇〇	四,〇〇〇	〇

その他の収入			
三、支 出	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
(ラジ オ)	三、三三三	三、三三三	三、三三三
事業 経 費	二、七四六	二、七四六	二、七四六
放送設備建設改	二、四九三	二、四九三	二、四九三
修費	一、七六〇	一、七六〇	一、七六〇
放送債券返済	九、九〇〇	九、九〇〇	九、九〇〇
長期借入金返済	二、五五五	二、五五五	二、五五五
法定積立金	〇	〇	〇
予 備 金	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇

その他の支出			
(テレビジョン)	三、七六六	三、七六六	三、七六六
事業 経 費	三、七六六	三、七六六	三、七六六
放送設備建設改	二、四九三	二、四九三	二、四九三
修費	一、七六〇	一、七六〇	一、七六〇
放送債券返済	九、九〇〇	九、九〇〇	九、九〇〇
法定積立金	〇	〇	〇
予 備 金	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
その他の支出	一、六八六	一、六八六	一、六八六
四、後期繰越金	一、六八六	一、六八六	一、六八六

昭和三十一年二月

日本放送協会昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

郵 政 大 臣

意見書

日本放送協会昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画を検討した結果、次のとおり意見を付する。

日本放送協会の収支予算、事業計画及び資金計画は、三者相互に関連し、不可分の関係におかれるが、便宜次のように区分して述べることにする。

一 事業計画

1 ラジオにおける難聴地域の解消のための建設計画は、現在なお協会放送の難聴地域が若干あるので、これらの救済上必要と認められる。しかし使用電波がひつ迫している事情にかんがみ、その実施に際しては難聴の度合、地域の重要度等に照し公正を保持する必要がある。

既存施設による放送区域（福岡地区等）拡大のための増力計画も右に準じ必要である。ま

た、老朽設備の改善計画は協会設備の現状等に照し適当である。

ラジオにおける放送番組の内容充実の計画については、教養、報道及び慰安放送番組の内容充実を期していることは協会の使命に照応するものである。

なお、地域社会に直結する放送番組の内容充実の計画の実施に際しては、置局方策との総合的な関連を考慮する必要がある。

2 テレビジョンにおける建設計画は、テレビジョン放送の早期普及の意義に照しその促進を図ることが緊要である。そこで、協会がさきの長期計画を改め札幌、函館、静岡、岡山、小倉、熊本、鹿児島及び松山の八地区を計画していることは、当該地域の重要性、放送中継用マイク、ロウエープ施設の建設計画との関連、資金事情等を考慮し、右の早期普及の見地から相当の努力を払っているものと認められる。

なお、右の予定地区は、テレビジョン放送用周波数の割当計画との関連により変更の必要を生ずる場合がありうる。

テレビジョンにおける既存施設の改善整備の計画は、充足後の浅いテレビジョン放送の整備充実のため及び放送区域（福岡地区）を拡大するために必要なものと認められる。

テレビジョンにおける放送番組の内容の充実、受信者の普及による財政好転とともに漸次その計画を強化すべきものであるが、本計画は右の見地に照応しているものと認められる。

3 ラジオ及びテレビジョンに共通する計画として、故障受信機の修理相談及び電気の雑音障害防止等による受信契約者の維持増加並びに受信料の確実な収納を図る計画は、受信者の利益の保護及び協会財政の維持のために適応しているものと考えられる。

4 技術研究の計画は、研究対象として特に重要と認められる受信機及び受像機の改善並びに無線、電子管、音響及びカラーテレビジョンを含むテレビジョン

の研究を行うこととしているものであり、また放送文化研究の計画は、世論調査及び放送番組の研究を積極的に行おうとするものであつて、両計画とも基礎的及び実用的研究として重要なものと認められる。なお、これらの研究の成果を積極的に公開する措置を講ずることにより、その計画をより有意義ならしめることが必要である。

5 国際放送の計画は、国際親善及び貿易の振興に寄与する目的に適応しているものと認められる。

6 選挙放送の計画は、協会の使命等に照し適当である。

7 収支予算は、予算総則と予算書とからなつていて、以下これを分けて述べることにする。

1 予算総則は、受信料の月額を定めるほか、予算執行上の準則を定めており、これらの事項は協会の財務活動の準則がほとんど法的に存しない事情のもとに

において、財務活動の準則として必要なものと認められる。

受信料の月額額は、ラジオ六十七円（三箇月二〇〇円）、テレビジョン三〇〇円と定めているが、これは、前年度と同額である。なお、テレビジョンについては、現在の支出を償うには足りないが、近い将来の一応の採算可能の見込と受信者の負担軽減による普及促進の見地から、やむをえない額であると認められる。また、ラジオとテレビジョンの間の経費の流用を禁じていることは、両放送の受信者負担の公正を期する上に必要と認められる。その他の予算総則の諸規定も妥当なものと認められる。

2 予算書

(一) ラジオ

支出を一八億一、七四一万円とし、これに対し収入一六億六、七二四万円及び前期繰越収支剰余金一億五、〇〇〇万円を予定しており、この内容を検討するに次のとおりである。

(1) 支出

ア 資本支出一六億二千万円のうち、九億七、五〇〇万円の建設費は、放送施設の建設、改善、整備等に充てられるものであつて、前述のとおり、協会の放送施設の現状及び難聴地域救済のための置局等にかんがみ、おおむね当を得たものであり、また、放送債券積立金繰入一億三、二八〇万円は法定額であり、諸返還金四億九、二二二万円もそのほとんどが放送債券の償還であつて、いずれも妥当である。なお、右の建設費のうち放送債券及び長期借入金をもつて調達される額はその約三割に相当する三億円にとどまつてゐる。このことはラジオにおいては、テレビジョンと異なりすでにほぼ全国普及の域に達し、いわゆる、建設期を脱している事情によるものであると認められる。

イ 事業支出一〇〇億一、七一二万円は、前年度予算に比し、約八億一、六〇〇万円の増に相当するが、その各項の経費は、事業計画に基づいて前述した方針に基き計上されているものと認められるが、次に述べるように給与に関してはその調整

をはかり、また、職員勤務条件の改善関係にも意を用いているものと認められる。

すなわち基準賃金として、昭和三十年の実行上の年間平均の基準賃金月額一万九、二七〇円に四・八％の昇給率資九二五円を見込んだ計二万一九五円を基礎にとつて計上しているものであるが、右の実行上の賃金は定期昇給等によるやむをえない額と認められ、また、昇給率資分の計上も一般に認められるものであり、給与総額の事業支出に占める割合をおおむね妥当なものとして判断される。

定員については昭和三十年の平均の現員数八、二九六人（予算定員に比し一五三人欠員）を基礎とし、これに一五六人を加え、計八、四五二人（前年度予算定員に比し三人増員）としていることは、業務量の増加及び事業内容の充実によるものである。

(2) 収入

ア 資本収入一〇億四、三二四万円のうち放送債券二億四及び長期借入金一億円の予定は、調達可能

と認められ、かつ、額においても資本支出との関係において妥当であり、また、その他の各項の金額の計上も適当である。

(二)

テレビジョン

支出及び収入をそれぞれ一八億六、四六〇万円としており、この内容を検討するに次のとおりである。

(1) 支出

ア 資本支出六億一、〇〇〇万円のうち大部分の五億一、六二〇万円を建設費としており、これは放送施設の建設、改善及び整備に充てられるものであつて、さきに事業計画について述べたように、現在テレビジョンの建設期で

あり早期普及の必要があること及び既存施設の改善整備を要すること並びに現在の資金事情等に照し、おおむね妥当と考えられ、協会においてもさきの長期計画を修正する等努力の跡が認められる。その他の支出についても適当である。

イ 事業支出一二億三、四六〇万円は、前年度予算に比し、約三億七、三〇〇万円の増に相当するが、その各項の経費は、事業計画に基づいて前述した方針に基き計上されているものと認められるほか、ラジオの場合と同じように給与に関してはその調整をはかり、また職員の勤務条件の改善関係にも意を用いているものと認められる。

また、定員数については、昭和三十年の平均の現員数二六三人（予算定員に比し一四一人欠員）を基礎として、これに業務量の増加及び事業内容の充実のための一六八人を加え、計三、七九人（前年度予算定員に比し一〇二人増員）としていることは、テレビジョン部門拡張の必要性及びラジオについてのべた趣旨にかんがみ妥当なものと考えられる。

(2) 収入

ア 資本収入九億六、〇〇〇万円のうち、放送債券四億五、〇〇〇万円及び長期借入金三億五、〇〇〇万円を計上していることは、前述のラジオ部門のそれとあわせ、現在の資金事情等のもとにおいて調達可能と考えられる。また、放送債券の計上額も資本支出との関係において妥当である。長期借入金として、事業収支の不足額三億三、〇〇〇万円及び予備金二、〇〇〇万円に充当する額を計上していることは、受信料額決定の理由及び現在テレビジョンの発足にまだ日の浅い事情等に照し、やむをえないものと認められる。その他の項の金額も適当である。

イ 事業収入九億四六〇万円のうちその大半を占める受信料収入は、九億一五〇万円であつて、これは前年度予算に比し約五億七、一〇〇万円の増収となるものであり、またその算定は、年度初頭の有料受信契約者数を一五万とし、これに年度内の受信契約者の純増一八万を見込んだものを基礎としており、過去における増加傾向、受像機の生産見込、局の開設計画、堅

実な収入算定の必要等に照し、おおむね妥当なものと認められる。

三 資金計画

資金計画は、事業計画及び収支予算に基いて、年度中における資金の出入に關する計画として、協会の受償料の収納状況、事業の運営状況、建設改修工事の計画等からみて適当なものと認められる。

以上通観するに、この収支予算、事業計画等は、協会の経営がラジオに於いてはほぼ安定段階にあり、テレビジョンについては発展段階にあるが、勢のものとにおいて、国民負担を最少限度にとどむべき必要と協会財政の事情及び資金事情等を勘案した場合において、おおむね妥当なものと認められる。

なお、この収支予算、事業計画等を実施するに当つては、協会は、経営管理の実を挙げ全職員協力のもと、業務の改善、能率の向上、冗費の節減等を図り、もつてその使命の達成に努むべきものと考えらる。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本電信電話公社法の一部改正反対に關する請願（第四九四号）（第五一五号）（第五三一号）

一、簡易保険診療所の増設等に關する請願（第五六四号）

一、北海道に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願（第五六五号）

一、簡易保険の保険金最高制限額引上げに關する請願（第五六六号）

一、簡易保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に關する請願（第五六七号）

第四九四号 昭和三十一年二月十三日受理
日本電信電話公社法の一部改正反対に關する請願（二通）

請願者 茨城県猿島郡三和村大字尾崎四、一二〇 中村博外百七十八名
紹介議員 田中 一君

目下国会において審議中の日本電信電話公社法の一部を改正する法律案は、国際電信電話会社法制定の趣旨に反するばかりでなく、本法案により会社の経営に日本電信電話公社の支配を及ぼすことはせつなく順調に伸張しつつある国際通信事業を再び非能率形態に逆行させるものであるから、本法案には絶対に反対であるとの請願。

第五一五号 昭和三十一年二月十四日受理
日本電信電話公社法の一部改正反対に關する請願

請願者 大阪府南河内郡登美岡町北野田八四〇河内送信所社宅内 玉井一郎 外八十名

紹介議員 中山 福藏君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三一号 昭和三十一年二月十五日受理
日本電信電話公社法の一部改正反対に關する請願

請願者 栃木県小山市神島谷一、九二〇国際電信電

話株式会社小山送信所内 國山晴敏外百六十七名

紹介議員 佐藤清一郎君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五六四号 昭和三十一年二月十七日受理
簡易保険診療所の増設等に關する請願

請願者 北海道苫前郡羽幌町原野一線 江野力外十二名

紹介議員 北 勝太郎君
国民大多数を加入者とする簡易保険の使命はまことに大きく、簡易保険加入者の健康増進は国民全般の健康保持増進に通ずるものであり、戦前は簡易保険の健康相談所が各地に設けられて多くの加入者がこれを利用し、その価値は重要視されたものであるが、無医村ならびに医療機関に恵まれない多くの地区があり、かつ、交通不便の地域が多い北海道においては一そう簡易保険診療所の増設と巡回診療の必要性が強いから北海道に簡易保険診療所の大幅の増設と巡回診療の拡充を図りたいとの請願。

第五六五号 昭和三十一年二月十七日受理
北海道に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願

請願者 北海道苫前郡羽幌町原野一線 江野力外十二名

紹介議員 北 勝太郎君
わが国はじめての国立有料老人ホームである簡易保険、郵便年金加入者ホームが熱海に設置されたが、北海道は国

の総合開発の一環として最も重要視されるに至つたところ、その地理的条件あるいは文化的その他の生活環境は他の都府県よりも恵まれない幾多の面があるから、北海道地方の加入者が容易に利用できる加入者ホームを当地方に優先的に設置せられたいとの請願。

第五六六号 昭和三十一年二月十七日受理
簡易保険の保険金最高制限額引上げに關する請願

請願者 北海道苫前郡羽幌町原野一線 江野力外十二名

紹介議員 北 勝太郎君
現在の経済事情から考へて簡易保険の保険金最高制限額十五万円は金額が少く保険的効果が乏しいから、国民の経済生活の安定擁護の本旨にそつよりその保険金最高制限額を三十万円程度まで引き上げられたいとの請願。

第五六七号 昭和三十一年二月十七日受理
簡易保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に關する請願

請願者 北海道苫前郡羽幌町原野一線 江野力外十二名

紹介議員 北 勝太郎君
簡易保険、郵便年金の積立金は、地方への還元と公共への利益のために融資するのを本旨としているのであるから、今一段と積極的に地方の産業振興並びに発展のために融資の範囲を拡大せられると共に、又短期融資は窮乏している地方財政に寄与するところが頗る多く自治体に対して重要な役割を果

しているからその融資額を大幅に増額せられたいとの請願。